

福岡市屋外広告物

Q&A

○「福岡市屋外広告物 Q & A」は，屋外広告物を表示設置するに当たり，屋外広告物関係法令に係る基本的な取扱いを示したものです。

他法令等に係る取扱いについては，他法令等を所管する窓口（【問 3-19】参照）へご確認ください。

○屋外広告物の表示設置を許可するに当たっては，屋外広告物の形態や設置する周囲の状況などにより個々に判断する場合もあることから，具体的な取扱いについては事前に都市景観室にご相談ください。

なお，屋外広告物に関する基本的な事項及び許可申請の手続などについては，「福岡市屋外広告物の手びき（平成 29 年 1 月）」で確認ください。

平成 30 年 7 月

福岡市住宅都市みどり局都市景観室

[目 次]

1 屋外広告物について

1. 屋外広告物とはどのようなものか。
2. 屋外広告物にはどのような種別があるのか。
3. なぜ、私有の店舗や敷地に表示する屋外広告物を規制するのか。

2 屋外広告物としての扱いについて（屋外広告物に該当するか否か）

1. 人に手渡しするビラやチラシ
2. 人が掲げるプラカード
3. 建物で囲まれた空地（中庭など）に面した看板
4. 屋外で表示する絵画や写真
5. 駐車場を案内する「P」（駐車場）や「→」（矢印）などのサイン
6. 個人名や会社名が彫られた岩や石
7. 音楽や音声などの音による宣伝
8. サーチライトなどを使用した宣伝
9. 電光ニュースやデジタルサイネージ
10. クリスマスツリーやこいのぼり
11. 数時間しか表示しない場合
12. 窓ガラスの内側（屋内側）から屋外に向けて表示する場合

3 広告物の許可について

1. どのようなものが屋外広告物の許可が必要か。
2. 自分の店舗に表示する広告物（自家用広告物）の許可について。
3. 自分が管理する土地や建物に看板を出す場合に許可は必要か。
4. 分譲マンションの名称を表示する広告物は自家用広告物か。また、賃貸マンションの場合は。
5. 自分が所有する賃貸アパートに『入居者募集中』と表示する広告物は自家用広告物か。
6. のぼり旗や提灯は許可が必要か。
7. 屋外にある自動販売機に商品名や企業名を表示する場合に許可は必要か。
8. シャッターに自分の店舗の屋号を表示したいが、許可は必要か。
9. 自動車に広告物を表示する場合に許可は必要か。
10. イベント会場に設置する広告物は許可が必要か。
11. 地域の祭りの際に表示する広告物は許可が必要か。
12. ガソリンスタンドのキャノピー（柱のみで壁がない屋根部）下に表示する広告物は許可が必要か。
13. 工事用の仮囲いや足場に広告物を表示する場合に許可は必要か。
14. 表示する意匠が未定なため、広告板の表示面を白地のまま設置したいが、許可は必要か。
15. 表示面が複数ある広告板の一部を白板で設置する場合の許可申請について。

16. 貸看板のように広告業者が広告板を設置又は所有し、広告主を募集して広告物を表示しようとする場合の許可の申請者について。
17. 許可申請書の申請者欄には広告物の表示又は掲出物件の設置を請け負っている屋外広告業者を記載するのか。
18. 新たに広告物を表示する場合は、いつまでに許可を申請すればよいか。
19. 広告物の表示に当たって、広告物の許可の他にどのような手続が必要になるのか。
20. 継続して広告物を表示する場合は、いつまでに更新の申請をすればよいか。
21. 許可を受けた者とは異なる者による更新の許可申請について。
22. 更新の許可申請を忘れないように事前に知らせてほしい。

4 手数料について

1. 営利を目的としない広告物の手数料は必要なのか。
2. 営利目的の広告物と非営利目的の広告物の区分は。
3. 複数の看板を取り付けた地上設置広告物の手数料の算定について。
4. 表示する意匠が未定であるため、広告板の表示面を白地のまま設置する場合の手数料は。
5. 表示面が複数ある広告板の一部を白板で設置する場合の手数料は。
6. 立体的な広告物における手数料に係る面積の算定について。
7. 広告板の文字が小さい場合は、文字の面積により手数料を算定するのか。
8. 文字の形に切り抜いて建物の壁面に表示する広告物の手数料は。
9. 建物の壁面などに文字を切り抜いて表示したり、一文字ごとに板面に表示する広告物の手数料に係る面積の算定について。

5 許可期間について

1. 許可期間は、広告物の種別によって異なるのか。
2. はり紙やはり札の許可期間は更新できるのか。
3. 壁面に取り付ける懸垂幕を3ヵ月間表示したいが。
4. 地上設置広告物に取り付ける懸垂幕の許可期間は。
5. 広告物を変更等する場合の許可期間は。

6 変更等の許可について

1. 変更等の許可が必要となる場合について。
2. 変更等の許可の申請について。
3. 既存の広告物に新たに照明を取り付けるが、変更等の許可は必要か。
4. 変更等の許可を申請する場合に許可期間も変更できるのか。
5. 変更等の許可の申請に当たって、手数料は必要か。
6. 既存の広告塔の表示面が退色しているため、規格、意匠及び構造を変えずに表示面を交換する場合、変更等の許可は必要か。
7. 現在の規格基準の施行前に許可を受けて表示されている広告物の板面を交換する場合は、現在の

規格基準が適用されるのか。

- 賃貸ビルから退去するため看板を白板に変更したが、これは広告物を除却したことになるのか。

7 管理義務について

- 広告物を管理する者における法令上の義務は。
- 許可を受けなくてもよい自分の店舗に設置している看板も管理義務が及ぶのか。
- 管理者になるには、何か資格が必要か。
- 高さが4mを超える広告塔や広告板を管理するようになったが、管理者の所定の資格とはどのようなものか。
- 集合看板の安全点検は誰が行うのか。

8 広告物を表示できない地域 [禁止地域] について

- 広告物を表示できない地域について。
- 禁止地域にある店舗は、看板が表示できないのか。
- 九州縦貫道路に係る禁止地域だが、周りの建物で遮られて道路からは見えないので看板を設置してよいか。
- 企業広告を募って禁止地域内に地域案内地図を設置することはできるのか。

9 広告物を表示できない物件・工作物 [禁止物件] について

- はり紙は、街路樹を支えている支柱に貼付できるのか。
- 休日（土日祭日）に限って、はり紙を電柱に貼付できるのか。
- 選挙ポスターは、電柱に貼付してよいか。
- 許可が不要で禁止地域や禁止物件に表示できる広告物は。
- のぼり旗やはり紙は、歩道橋や歩道柵に表示できるのか。

10 広告物の大きさや高さなどの規格基準について

- 表示できる広告物の大きさや高さの基準について。
- 敷地が複数の地域区分にわたる場合の規格基準について。
- 壁面に表示する広告物の面積の制限について。
- 塀に広告物を取り付けたいが、面積等に制限があるのか。
- 広告物を工事用の仮囲いや足場に設置する場合も規格基準が適用されるのか。
- 建物の塔屋の壁面に設置している広告板は、壁面設置広告物の規格基準が適用されるのか。
- 屋上設置広告物の規格基準にある建物の高さ及び広告物の高さは。
- 多面形の建物に広告物を表示する場合の壁面の扱いについて。
- 壁面に設置する広告板の一部が建物上部から突出する場合の規格基準について。
- 文字の形に切り抜いて建物の壁面に表示したり、一文字ごとに枠を設けて表示する広告物の面積の算定及び規格基準について。
- 壁面に立体的な広告物を設置する場合の規格基準について。

12. 壁に着色されただけの模様も規格基準が適用されるのか。
13. 建物の柱面や出入口前の小壁などに広告物を表示する場合の規格基準について。
14. 建物の外周に歩行空間を設け、広告物を天井から吊り下げる場合の規格基準について。
15. 広告板の文字が小さい場合の規格基準に適合させる対象は。
16. 地上設置広告物の一部の表示面を白地で設置する場合の表示できる面積について。
17. 町内案内板を設置するに当たって適用される規格基準と手数料について。
18. 照明器具を取り付けた広告物の高さについて。
19. はり紙やはり札の類にも大きさなどの規制があるのか。
20. 懸垂幕や横断幕などの広告幕に適用される規格基準について。
21. 交差点付近にLED ビジョンを設置する場合に適用される規格基準について。
22. 住居系地域及び自然低層住居系地域でLED ビジョンが設置できる生活利便施設について。
23. 電柱類を利用する巻付け広告物の材質や構造について。
24. 自動車（路線バス以外）に広告物を表示する場合、面積の制限はあるのか。

※1 文中における法令等の省略

法：屋外広告物法

条例：福岡市屋外広告物条例

規則：福岡屋外広告物条例施行規則

規格の告示：屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件の規格

※2 用語の定義は、特に定めがない限り法令等で定める用語の意義による。

1. 作成日

平成30年7月1日作成

2. 改正等履歴

令和2年6月8日作成

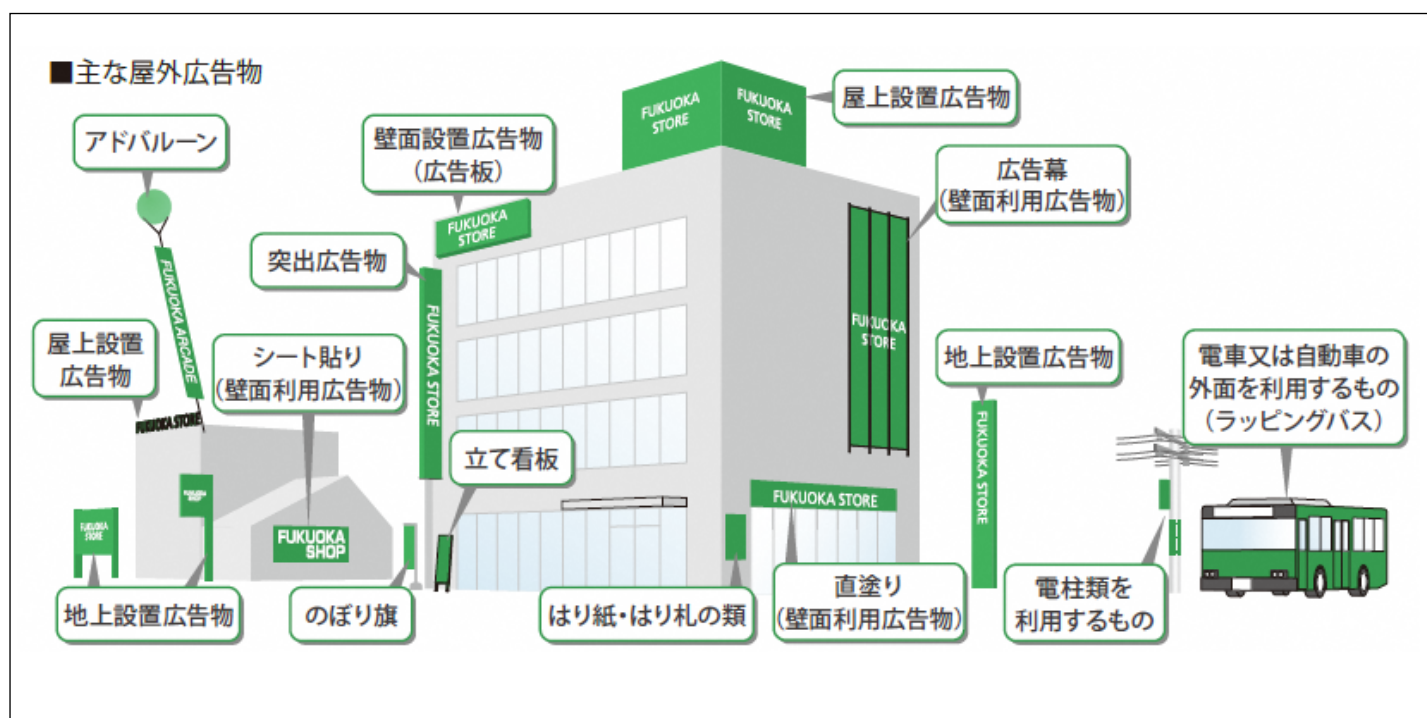
令和2年12月1日作成

1 屋外広告物について

【問 1-1】屋外広告物とはどのようなものか。

[答 1-1]「屋外広告物」は、法第2条に定義されており、次の4つの要件を全て満たすものです。

- (1) 常時又は一定の期間継続して表示されるものであること
表示される期間の長短にかかわらず物件に定着して表示されるものであり、また、一定の観念、イメージを伝えるものに限られます。
- (2) 屋外で表示されるものであること
屋外とは建物などの外側をいい、屋外で表示されるものに限られます。
- (3) 公衆に表示されるものであること
単に不特定多数の人に対し表示されることではなく、例えば建物で囲まれた中庭に向けて表示するものは公衆に表示されるものには当たりません。
- (4) 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものであること。
看板や立看板など、それ自体が屋外広告物であるものや、屋外広告物の表示を目的としていない塀などを表示に利用したものも屋外広告物に当たります。



【問 1-2】 屋外広告物にはどのような種別があるのか。

【答 1-2】 屋外広告物の種別を下表に示します。

なお、屋外広告物の材質や形状等によっては種別が不明である場合は都市景観室に確認してください。

○屋外広告物の種別

| 種 別 | | 仕 様 |
|----------------|-------------|--|
| 広告板・広告塔 | 屋上設置 広告物 | 木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成された広告板や広告塔で、建物の屋上に設置されたもの |
| | 地上設置 広告物 | 木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成された広告板や広告塔で、地上に設置されたもの |
| | 壁面設置 広告物 | 木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成された広告板や広告塔で、建物又は工作物の壁面（壁面の類を含む）に設置されたもの |
| 壁面利用広告物 | | 建物又は工作物の壁面（壁面の類を含む）に設置されたもの（例：壁面設置広告物の広告板・広告塔の他に、シート状のもの、直接塗付けるもの、懸垂幕などがある。） |
| 突出広告物 | | 建物若しくは工作物の壁面（壁面の類を含む）又は天井から突き出して取り付けられたもの（例：袖看板、吊り下げ看板など） |
| はり紙 | | 紙若しくはビニール製等で作成され、又はこれらを袋状のものに入れ、若しくはビニール等で密封されたもの（パウチ加工など）で、建物又は工作物に貼り付け又は取り付けられたもの |
| はり札 | | 段ボール、ベニヤ板、プラスチック板等にはり紙を貼り、若しくは取付け、又は直接塗付け、若しくは印刷し、容易に取り外すことができる状態で建物又は工作物に取り付けられたもの |
| 立看板 | | 容易に取り外すことができる状態で立てられ、又は建物若しくは工作物に立て掛けられ又は取り付けられた次のもの ①木・ビニールパイプ・金属・プラスチックなどの枠に紙又は布その他これらに類するものを張ったもの ②ベニヤ板、プラスチック板等に紙やシート等を張り、又は塗装や印刷したもの ③上記①、②に類似の形状で広告物を表示し、又は屋外広告物となるパンフレットやチラシ等を掲出するもの |
| 広告幕 | | 布又は網等を使用して作成されたもので、建物又は工作物その他の広告物を掲出する物件を利用して取り付けられたもの（例：横断幕、懸垂幕）。 |
| アドバルーン | | 気球本体又は布若しくは網等を取り付けた気球を浮揚させるもの |
| 電柱利用（突出、巻付、塗付） | | 電柱を利用し、以下の掲出方法で表示するもの ①突出：木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものを突き出して取り付けられたもの ②巻付：金属等（※）の耐久性、耐候性、耐退色性、安全性を備えたものを |

| | |
|----------------|--|
| 電柱利用（突出，巻付，塗付） | <p>使用して作成されたもので，巻き付けて安全に固定されたもの（※金属等とは，トタン，アルミ板，プラスチック，シート（厚みのあるもの），テント生地（ターポリン等）などをいう。）</p> <p>③塗付：電柱に直接塗装したもの</p> |
| 電車又は自動車の外面利用 | 電車，バス，又はトラック等の車体を利用したもので，一定の枠内に表示するものやフィルム等を車体に貼り付けるものなど |
| 発光可変式表示式広告物 | 屋外ビジョンその他の自ら発光して表示の内容を変えることができるもの（一定時間表示の内容が変わらないものを除く）。種別は設置状況等により屋上設置広告物，地上設置広告物，壁面設置広告物又は突出広告物の何れかに該当 |
| ネオンサイン | ネオン管を用いたもの。種別は設置状況等により屋上設置広告物，地上設置広告物，壁面設置広告物又は突出広告物の何れかに該当 |
| バナー広告 | 布又は網等を使用して作成されたもので，建物又は工作物，柱類に設置された腕木等に取り付けられたもの。種別はその他の広告物に該当 |
| のぼり旗 | <p>布等の周囲を竿状のものに通すなどして取り付けられたもので，容易に移動させることができ，又は取り外しができる状態で掲出されたもの。</p> <p>設置例として，ブロック又は水タンク等に取り付ける自立タイプのものや竿等を建物又は工作物に取り付けるタイプのものなど。種別はその他の広告物に該当</p> |

【問 1-3】 なぜ，私有の店舗や敷地に表示する屋外広告物を規制するのか。

【答 1-3】 屋外広告物は，人を呼び込むことで街のにぎわいを創出し，また，生活に必要な情報を提供するなど様々な社会活動において重要な役割を果たしています。

しかし，屋外広告物を表示されるままに放置してしまうことは，誘目性に偏った屋外広告物の無秩序な氾濫による景観・風致への影響や交通の安全性などを阻害するおそれがあります。更には屋外広告物の設置や管理が適正に行われないと経年による劣化又は地震，強風等による倒壊や落下等により公衆に危害を及ぼすことが強く懸念されます。

このため，良好な景観形成，風致の維持，及び公衆に対する危害防止の観点から法で屋外広告物に係る規制が定められており，また，周囲の景観と調和し，かつ，適正な管理が行われるために屋外広告物の大きさや高さなどについて条例，規則及び規格の告示で基準（以下「規格基準」といいます。）を定めています。

2 屋外広告物としての扱いについて（屋外広告物に該当するか否か）

【問 2-1】 人に手渡しするビラやチラシ

【答 2-1】 人に手渡したりするビラやチラシ類は屋外広告物ではありませんが、これらを電柱や塀などに貼り付けるなど定着して表示した場合は屋外広告物に該当します。

【問 2-2】 人が掲げるプラカード

【答 2-2】 屋外で人が持っていたり、身に着けたりして公衆に表示されるプラカードは屋外広告物に該当します。

【問 2-3】 建物で囲まれた空地（中庭など）に面した看板

【答 2-3】 屋外で公衆に表示されていることが屋外広告物に該当する要件の一部になりますが、単に公衆に対して表示することだけではなく、表示の状況等を考慮した上で屋外広告物としての扱いを判断することになります。

これにより、中庭などの建物で囲まれた空地に向かって表示する広告物は、建物を利用する人に限定して表示されているものであることから、建物の外部に表示されていても屋外広告物に該当しません。

【問 2-4】 屋外で表示する絵画や写真

【答 2-4】 絵画又は写真の屋外での表示は、表示する内容とこれを表示する広告主の事業等に関係がなくても一定の観念やイメージ等を伝達することを目的としていることが認められる場合は屋外広告物に該当します。

なお、外壁に現したパターンなどの模様のうち、一般に外壁に使用される部材の仕上と同じように現したものは、一定の観念やイメージ等を伝達するものには当たらず、屋外広告物に該当しません。

【問 2-5】 駐車場を案内する「P」（駐車場）や「→」（矢印）などのサイン

【答 2-5】 「P」や「→」などのサインは、一定の概念、イメージ等を表示することを目的としていることから屋外広告物に該当します。



〈イメージ図〉

【問 2-6】 個人名や会社名が彫られた岩や石

[答 2-6] 岩石や樹木等の自然物を利用したものであっても、個人名や会社名など一定の概念、イメージ等を表示することを目的としていることから屋外広告物に該当します。

【問 2-7】 音楽や音声などの音による宣伝

[答 2-7] 音響による広告は、看板等に表示されたものではなく、また、広告板や工作物等に掲出されたものではないため屋外広告物に該当しません。

【問 2-8】 サーチライトなどを使用した宣伝

[答 2-8] サーチライトやレーザー光線等による光や照明は、音による宣伝と同様に屋外広告物に該当しません。

なお、固定された機器により建物の外壁等に投影され、一定の観念やイメージ等を表示することを目的として表示されたものは屋外広告物に該当します。

【問 2-9】 電光ニュースやデジタルサイネージ

[答 2-9] 電光ニュースやデジタルサイネージについて、表示する広告が営利を目的としたものでなくても、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであることから屋外広告物に該当します。



〈イメージ図〉

【問 2-10】 クリスマスツリーやこいのぼり

[答 2-10] クリスマスツリーやこいのぼりは、社会通念上、特定の慣習に係る固有なものとして認知されていることから屋外広告物には該当しませんが、これらに企業名や商品名、広告等が表示されると屋外広告物になる場合があります。

【問 2-11】 数時間しか表示しない場合

[答 2-11] 数時間しか表示していない場合も一定の期間継続して表示されていることになり、屋外広告物に該当します。

その他，LEDなどの光源の点滅や映像（デジタルサイネージ等）による広告効果があるものは屋外広告物に該当します。

（例）営業時間中やイベント開催中だけ設置している立看板など

【問 2-12】 窓ガラスの内側（屋内側）から屋外に向けて表示する場合

【答 2-12】 広告物が屋内に表示されている場合は，原則として屋外広告物には該当しませんが，屋外に向けて表示するショーウィンド等で屋外から広告物を出し入れするのは屋外広告物に該当します。

3 広告物の許可について

【問 3-1】 どのようなものが屋外広告物の許可が必要か。

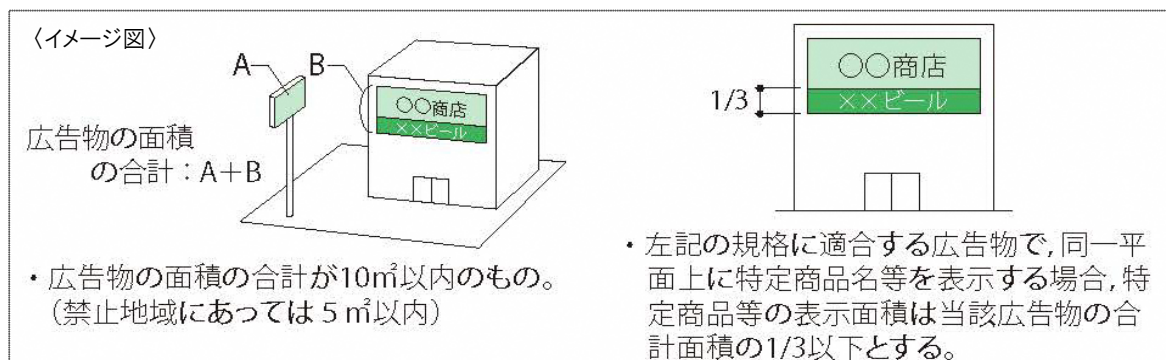
【答 3-1】 屋外広告物（以下「広告物」といいます。）を表示し、又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」といいます。）を設置する場合は、原則として全ての広告物又は掲出物件について、条例で定める許可を受ける必要があります。

【問 3-2】 自分の店舗に表示する広告物（自家用広告物）の許可について。

【答 3-2】 広告物のうち、自己の住所又は店舗、事業所、営業所若しくは作業場に、自己の名前や店名、商標、事業や営業の内容などを表わす広告物（以下「自家用広告物」といいます。）を表示する場合、下図左のように自家用広告物を含む全ての広告物の面積の合計が 10 m²以内（禁止地域は 5 m²以内）であれば許可は不要です。

ただし、自家用広告物であっても次に該当するものは、面積にかかわらず許可が必要です。

- (1) 発光可変表示式広告物（屋外ビジョン、電光掲示板、電光ニュースなど）
- (2) ネオンサイン
- (3) 福岡都市高速道路及び西九州自動車道の両端から 50m以内かつ当該道路の路面から上方の範囲に表示する広告物



【問 3-3】 自分が管理する土地や建物に看板を出す場合に許可は必要か。

【答 3-3】 自己の居住地や事業所等と離れて管理している土地や物件に管理上の必要に基づいて表示する看板（以下「管理用広告物」といいます。）は、5 m²以内であれば許可は不要です。

ただし、管理上の必要がない、営利を目的とした表示内容と判断される場合は、管理用広告物に該当しないため許可が必要です。（管理用広告物の例）

〇〇建設用地， 〇〇会社所有地， 資材置場〇〇商事
関係者以外立入禁止など



〈イメージ図〉

【問 3-4】 分譲マンションの名称を表示する広告物は自家用広告物か。
また、賃貸マンションの場合は。

【答 3-4】 分譲マンションの名称を表示する広告物は、分譲マンションに居住する所有者が建物の名称を表示するものとして自家用広告物に該当し、この場合、面積が 10 m²以内であれば許可は不要です。

また、賃貸マンションについても建物の名称が賃貸事業に係る商標等の一部である場合において、賃貸マンションを賃貸事業の本拠である事業所としてみなすことで自家用広告物として扱います。

【問 3-5】 自分が所有する賃貸アパートに『入居者募集中』と表示する広告物は自家用広告物か。

【答 3-5】 自らが所有している賃貸アパートにおいて、入居者の募集を含め自らが賃貸アパートの管理運営を行っている場合は事業所（賃貸アパート）において自己の事業を行っているものと認められることから自家用広告物に該当します。

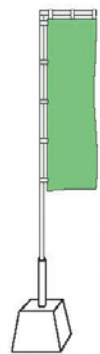
なお、賃貸アパートの所有者から賃貸アパートの管理運営の委託又は委任等を受けた不動産業者が表示する場合、この不動産業者は賃貸事業の主体ではなく、管理運営に係る営業行為として表示するものであることから自家用広告物に当たらず、許可が必要です。

【問 3-6】 のぼり旗や提灯は許可が必要か。

【答 3-6】 自家用広告物のうち、以下に示す簡易広告物のみを表示する場合は、許可は不要です。

また、簡易広告物以外に自家用広告物がある場合、簡易広告物以外の自家用広告物の面積の合計が 10 m²以内であれば許可が不要であり、10 m²を超えれば簡易広告物を含めて許可が必要となります。

なお、許可が必要となる場合の許可申請手数料（以下「手数料」といいます。）について、簡易広告物以外の広告物の個々の面積に応じた手数料となります。



〈イメージ図〉

○簡易広告物に該当する広告物

自家用広告物のうち、以下の規格基準、及び条件を満たすもの。

(1) 規格基準

| | 種 別 | 規格基準 |
|-----|-----------|---------------------------|
| (1) | はり紙・はり札の類 | 表示面積が 1 m ² 以内 |

| | | |
|-----|---------------|--|
| (2) | 立看板・置き看板 | 1面の表示面積が1.62㎡以内 高さが2.1m以下 ただし、発光可変表示式広告物を除く。 |
| (3) | のぼり旗 | 1面の表示面積が1.08㎡以内 高さが3m以下 |
| (4) | 広告幕・タペストリー・暖簾 | 1面の表示面積が2.16㎡以内 |
| (5) | バナー広告 | 1面の表示面積が1.08㎡以内 |
| (6) | 提灯 | 直径が75cm以内、かつ、 高さが167cm以内 |

(2)条件

- ① 広告主において、日常的に点検を行い、また、掲出した広告物等に不具合や異常が生じた場合に、広告主自らが速やかに取り外し、又は格納することで安全が確保できるもの。
- ② 荒天時において、広告主自らが安全な場所へ広告物等を容易に収納することができるもの。

【問 3-7】 屋外にある自動販売機に商品名や企業名を表示する場合に許可は必要か。

【答 3-7】 屋外にある自動販売機に表示する商品名や企業名（以下「商品名等」といいます。）は、公衆に対して表示されていると認められることから屋外広告物に該当し、この場合、同自動販売機は販売を目的とする営業所に類するものとして扱い、商品名等は自家用広告物であることから表示する面積が10㎡以内（禁止地域にあっては5㎡以内）であれば許可は不要です。

【問 3-8】 シャッターに自分の店舗の屋号を表示したいが、許可は必要か。

【答 3-8】 営業時間外に閉めるシャッターに表示されている店舗の屋号も、一定期間継続して表示されているため広告物に該当しますが、屋号も含めて店舗の営業に係る広告物は自家用広告物であることから広告物の面積の合計が10㎡以内（禁止地域にあっては5㎡以内）であれば許可は不要です。

【問 3-9】 自動車に広告物を表示する場合に許可は必要か。

【答 3-9】 他者の名称や事業内容を表示する、いわゆるアドトラックの場合は、表示する面積にかかわらず許可が必要ですが、自己が所有する自動車に自己の名称や事業内容等を表示する場合は自家用広告物に該当する



〈イメージ図〉

ため、表示する面積が 10 m²以内であれば許可は不要です。

なお、許可の申請は、自動車検査証（車検証）に記載されている使用の本拠がある所在地（記載がない場合は所有者又は使用者の住所）の地方公共団体になりますので、福岡市以外の場合は各地方公共団体（都道府県、政令指定都市及び中核都市）にご相談ください。

【問 3-10】 イベント会場に設置する広告物は許可が必要か。

【答 3-10】 講演会，展覧会，音楽会などの各種イベント時の広告物は，そのイベント会場又は施設の敷地内にいる観客や聴衆などに向けて表示するものに限って許可は不要であり，敷地内に設置されているが敷地外の公衆に向けて表示する広告物は許可が必要です。

なお，許可の要不要にかかわらず広告物の大きさや高さなどの規格基準は適用されます。

【問 3-11】 地域の祭りの際に表示する広告物は許可が必要か。

【答 3-11】 地域の祭りなど慣例的な行事に際して表示される広告物は，許可は不要です。

また，婚礼，葬儀及び祭祀のほか，博多どんたくや博多祇園山笠において表示される広告物も許可は不要です。

ただし，これらの行事に係るはり紙，はり札又は立看板も電柱や街灯柱などには表示できません。

【問 3-12】 ガソリンスタンドのキャノピー（柱のみで壁がない屋根部）の下に表示する広告物は許可が必要か。

【答 3-12】 キャノピーの下で柱から突き出して表示する広告物のうち，給油や洗車の案内など公衆に対して表示されているものは許可が必要です。

なお，当広告物については原則として突出広告物の規格基準が適用されますが，設置の状況等により突出広告物の規格基準で定める個々の基準の適用を判断します。



〈イメージ図〉

【問 3-13】 工事用の仮囲いや足場に広告物を表示する場合に許可は必要か。

【答 3-13】 工事用の仮囲いや足場に表示する広告物も，常時又は一定期間継続して屋外で公衆に表示されているため許可が必要です。

ただし、他の法令の規定により表示する広告物は、許可は不要です。

【他の法令による広告物の例】

| 建設業の許可票 | |
|---------------|-----------------|
| 商号又は名称 | |
| 代表者の氏名 | |
| 監理技術者の氏名 | |
| 建築士 | |
| 設計者氏名 | |
| 工事監理者氏名 | |
| 工事施工者氏名 | |
| 工事現場管理者氏名 | |
| 建築確認に係るその他の事項 | |
| 許可番号 | 国土交通大臣許可(特-)第 号 |
| 許可年月日 | 平成 年 月 日 |

| 建築基準法による確認済 | |
|---------------|-------------|
| 確認年月日番号 | 平成 年 月 日第 号 |
| 確認済証交付者 | |
| 建築主氏名 | |
| 設計者氏名 | |
| 工事監理者氏名 | |
| 工事施工者氏名 | |
| 工事現場管理者氏名 | |
| 建築確認に係るその他の事項 | |

| 労災保険関係成立票 | |
|-----------|---------|
| 保険関係成立年月日 | 年 月 日 |
| 労働保険番号 | |
| 事業の期間 | 皇 年 月 日 |
| 事業主の住所氏名 | |
| 注文者の氏名 | |
| 事業主代理人の氏名 | |

【問 3-14】 表示する意匠が未定なため、広告板の表示面を白地のまま設置したいが、許可は必要か。

【答 3-14】 広告板や広告塔は、掲出物件であるため表示面が白地の場合でも許可は必要です。

また、表示面が白地の広告板でも、設置から5年が経過している場合は同広告板の安全性を確認する必要があるため、更新の許可を申請する際には安全点検確認書の添付が必要です。



〈イメージ図〉

【問 3-15】 表示面が複数ある広告板の一部を白板で設置する場合の許可申請について。

【答 3-15】 複数の表示面がある広告板や広告塔は、白地の部分も含めた全ての広告板について許可が必要です。

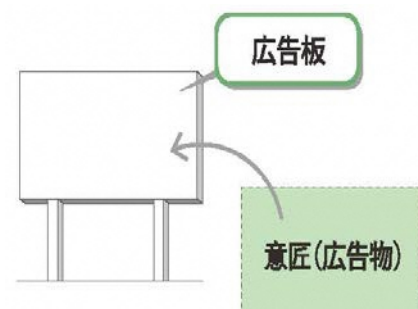
なお、白地の表示面に新たに広告物を表示する場合は、変更の許可が必要です。



〈イメージ図〉

【問 3-16】 貸看板のように広告業者が広告板を設置又は所有し、広告主を募集して広告物を表示しようとする場合の許可の申請者について。

【答 3-16】 基本的には広告板の所有者が許可を受けることとなり、また、広告物の表示内容が決まったとき又は変わるときに所有者が変更の許可を申請してください。なお、変更の許可期間は、変更等の許可を受けた日から1年間とします。



〈イメージ図〉

【問 3-17】 許可申請書の申請者欄には広告物の表示又は掲出物件の設置を請け負っている屋外広告業者を記載するのか。

【答 3-17】 申請者は、広告物又は掲出物件の表示又は設置を請け負った屋外広告業者ではなく、表示又は設置することを決定し、広告業者に表示又は設置することを依頼した者（広告物の所有者やスポンサーなど）になります。

【問 3-18】 新たに広告物を表示する場合は、いつまでに屋外広告物の許可を申請すればよいか。

【答 3-18】 広告物又は掲出物件を新たに表示又は設置する場合や変更又は改造（以下「変更等」といいます。）する場合は、事前に他法令等により定められた届け出や規制等について確認を行い、工事施工前に許可を申請し、許可書の交付を受ける必要があります。

なお、許可書を交付するまでの期間は許可申請書を受理してから概ね2週間程要しますが、事前に広告物の規格基準や面積等が確定していれば許可申請書の受付後、1週間程度で許可書を交付できます。

【問 3-19】 広告物の表示に当たって、広告物の許可の他にどのような手続が必要になるのか。

【答 3-19】 法令等により必要となる主な手続を下表に示しています。これに該当する場合は、必ず事前にこれらの窓口で所要の手続を行い、許可申請書に同手続に係る受付番号等を記載してください。

また、他者が所有又は管理する土地や物件に広告物を表示する場合は、許可を申請する前に土地や物件の所有者又は管理者等の承諾を得てください。

| 主な他法令等による手続きの窓口 | | |
|-------------------|-------------------|----------------------------------|
| 内容 | 申請等の手続き | 窓口(担当部署・機関) |
| 道路上に設置するとき | 道路占用許可申請 | 区維持管理課（西区は管理調整課） 港湾空港局維持課， 国道事務所 |
| 工事等で道路を使用するとき | 道路使用許可申請 | 所轄警察署交通課 |
| 高さが4 mを超えるとき | 工作物確認申請 | 住宅都市みどり局建築審査課， 指定確認検査機関 |
| 防火地域内に設置するとき | 看板等の防火措置 | |
| 地区計画区域内で届出対象となるとき | 地区計画の区域内における行為の届出 | 住宅都市みどり局都市計画課 |
| 風致地区に設置するとき | 風致地区内行為許可申請書 | 住宅都市みどり局みどり推進課 |

| | | |
|-------------------|-------------------|---------------|
| 気球（アドバルーン）を設置するとき | 水素ガスを充てんする気球の設置届出 | 所轄消防署予防課 |
| ネオン管灯設備を設置するとき | ネオン管灯設備設置届出 | |
| アイランドシティに設置するとき | 建設計画書届出 | 港湾空港局まちづくり推進課 |

【問 3-20】 継続して広告物を表示する場合は、いつまでに更新の申請をすればよいか。

【答 3-20】 更新の許可においては、許可満了日の7日前までに更新の許可を申請する必要があります。なお、許可満了日の前に更新の許可をする場合でも許可期間満了日から継続する期間で許可書を交付します。

【問 3-21】 許可を受けた者とは異なる者による更新の許可申請について。

【答 3-21】 広告物の許可は、広告物を表示する者に対して許可するものです。したがって、許可を受けた者とは異なる者（ただし、許可を受けた者と同一又は関連の会社、団体及び法人等に属する者を除きます。）が更新の許可を申請することはできません。この場合、許可を受けた者とは異なる者が申請する場合は、新規の許可の申請となります。

【問 3-22】 更新の許可申請を忘れないように事前に知らせてほしい。

【答 3-22】 許可の期間が1年以内の広告物（許可の期間が1月以内のものは除く）については、許可の期間が満了する月の概ね2カ月前に申請者（広告主）等に更新の案内を送付しています。また、更新の許可においては、許可満了日の7日前までに更新の許可を申請する必要があります。なお、許可満了日の前に更新の許可をする場合でも許可期間満了日から継続する期間で許可書を交付します。

4 手数料について

【問 4-1】 営利を目的としない広告物の手数料は必要なのか。

【答 4-1】 営利を目的としない（非営利）広告物の場合は、手数料は必要ありません。

【問 4-2】 営利目的の広告物と非営利目的の広告物の区分は。

【答 4-2】 営利と非営利の区分は、許可の申請者としての団体等の存立根拠法令や定款、規約などの内部規程、事業の目的又は収益活動の有無等により判断します。

【非営利目的の広告物の例】

| |
|--|
| (1) 自治会、町内会、PTA等の公共的な目的を有する団体が表示する広告物 〔団体例〕婦人会、子ども会、各種同窓会 など |
| (2) 政治資金規正法第6条により届け出た団体が表示する広告物 〔具体例〕市政を語ろう、党イメージポスター、党講演会案内 など |
| (3) 学校が表示する広告物 〔該当する学校〕 ① 学校教育法第1条に規定する学校 → 幼稚園、小・中・義務教育・高等・中等教育・特別支援・高等専門学校、大学 ② 学校教育法第124条に規定する専修学校で福岡県の認可を受けたもの → 職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として組織的な教育を行うもの（例：〇〇専門学校など） ③ 学校教育法第134条に規定する各種学校で福岡県の設置認可をうけたもの → 上記①、②以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの（例：教養、料理、裁縫、珠算、予備校、日本語学校、自動車学校 など） ④ 私立学校法第2条第3項に規定する学校法人の設置する学校 → 上記①、②、③の学校で学校法人が設置したもの |
| (4) 法人税法第2条に規定する公共法人、公益法人が表示する広告物 〔公共法人例〕独立行政法人、日本年金機構、日本放送協会 など 〔公益法人例〕社会福祉法人、社会医療法人、宗教法人、商工会議所、軽自動車検査協会、労働組合（法人） など 〔例〕保育園園児募集、放生会等の祭儀、神社等の祭り、労働組合集会 など |
| (5) 学校の催事、イベントのために表示する広告物 〔例〕学園祭、文化祭、体育祭、寮祭、吹奏楽部演奏会、落語研究会講演会 など |
| (6) 上記の他営利性が認められないもの 〔例〕〇〇展（販売などの商業的興業の表示がないもの）、探し犬 など |

【営利目的の広告物の例】

非営利の広告物の例にある広告物であっても、次に該当するものは営利を目的とした広告物になります。

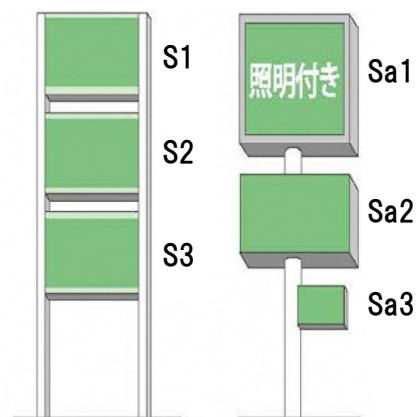
| |
|--|
| (1) 表示内容が申請者の本来の事業と異なるもの |
| (2) 広告物に営利企業名や商標等の表示があるもの |
| (3) 広告物に入場料, 会費等の表示があるもの 〔例〕定期演奏会案内(入場料金〇〇〇円, △△会社協賛などの表示がある)など |
| (4) 広告物に販売の誘因となるような表示があるもの 〔例〕展示会, 商品即売会 など |
| (5) デザイン審査を要するもの, 又はこれに類するもの 〔例〕ラッピングバス, バスシェルター, 路上バナー など |

【問 4-3】複数の看板を取り付けた地上設置広告物の手数料の算定について。

[答 4-3] 表示面が複数ある地上設置広告物（ただし、これらの表示面の広告主は同一者）の場合は表示面の面積の合計（S1+S2+S3）に応じた手数料になります。

また、広告物毎に広告主が異なる場合は、広告物毎に面積を算定し、それぞれの面積に応じた手数料になります。

なお、照明がある場合は手数料が2倍になるので、照明がある表示面と無い表示面に分けてそれぞれの面積の合計を算定してください（照明あり「Sa1」/ 照明なし「Sa2+Sa3」）。



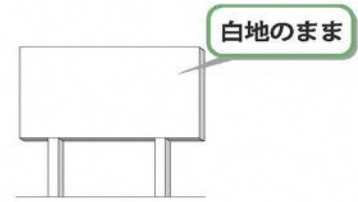
〈イメージ図〉

【地上設置広告物】

| 種別 | 規格基準 | 手数料 | | | 許可期間 | 備考 |
|-------------|---|---------------------------|-----------|----------|------|------------------------|
| | | 区分 | 単位 | 金額 | | |
| 地上設置 広告物 | <ul style="list-style-type: none"> ・地上からの高さ: 地域区分による高さ以下 ・地上から下端までの高さ: 2.5m 以上(敷地内で広告物の下部を通行可能な場合) ・面積(1個当たり): 地域区分による面積以下 | 広告板 広告塔 その他の 広告物 | 1個 (㎡) | 面積による(※) | 1年以内 | ※照明を伴う場合は、金額の欄に定める額の2倍 |

【問 4-4】表示する意匠が未定であるため、広告板の表示面を白地のまま設置する場合の手数料は。

【答 4-4】表示面が白地の広告物は、収益がない限りにおいて営利ではないと認められることから手数料は必要ありません。



〈イメージ図〉

【問 4-5】表示面が複数ある広告板の一部を白板で設置する場合の手数料は。

【答 4-5】広告物が表示されていない白板の手数料は必要ないことから、広告物を表示する他の広告板の面積の合計に応じた手数料になります。



〈イメージ図〉

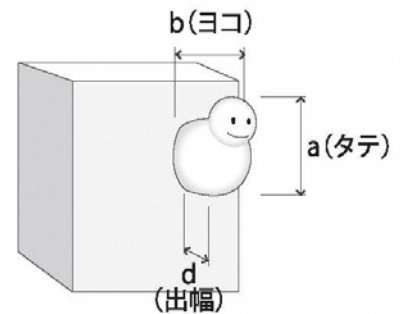
【問 4-6】立体的な広告物における手数料に係る面積の算定について。

【答 4-6】立体的な広告物の手数料は、目視できる部分の合計に応じた金額になり、基本的には近似的に多面体として捉え、目視できる面の面積を算定することになり、複雑な造形の場合は、単純な形に近似して面積を算定します。

右図の例では、直方体にみなして、上面及び背面を除く4面により面積を算定します。

○手数料の算定に係る面積

$$= (a \times b) + (a \times d) \times 2 + (b \times d)$$



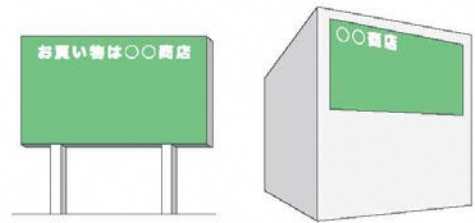
〈イメージ図〉

【右図の取り扱い】

| 規格基準 | | 手数料 | | | 許可期間 | 備考 |
|-------------|---|---------------------------|-----------|-----------|----------|--------------------------------------|
| 種別 | 規格基準 | 区分 | 単位 | 金額 | | |
| 壁面設置 広告物 | ・壁面1面当たりの合計面積： 壁面面積の 1/3 以下、かつ、地域区分による面積以下 | 広告板 広告塔 その他の 広告物 | 1個 (㎡) | 面積に よる | 1年 以内 | ※照明を伴う 場合は、金額 の欄に定める 額の2倍2倍 |
| 突出 広告物 | ・地上から下端までの高さ： 2.5m 以上(敷地内で広告 物の下部を通行可能な場合) ・面積 (1個当たり)： 地域区分による面積以下 | 広告板 広告塔 その他の 広告物 | 1個 (㎡) | 面積に よる | 1年 以内 | ※照明を伴う 場合は、金額 の欄に定める 額の2倍 |

【問 4-7】 広告板の文字が小さい場合は、文字の面積により手数料を算定するのか。

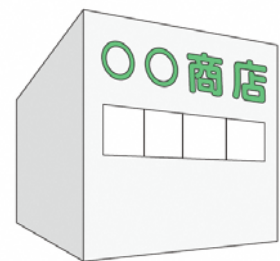
【答 4-7】 広告板面に比べて文字や広告の表示が小さい場合でも広告板又は広告塔などの板面の面積に応じた手数料になります。



〈イメージ図〉

【問 4-8】 文字の形に切り抜いて建物の壁面に表示する広告物の手数料は。

【答 4-8】 建物や工作物等に文字の形に切り抜いて表示する広告物は、連続した文字を囲った部分の面積又は一文字毎の面積の合計に応じた手数料になります。面積の算定については【問 4-9】を参照してください。



〈イメージ図〉

【切り抜き文字等に厚みがある場合】

| 規格基準 | | 手数料 | | | 許可期間 | 備考 |
|-------------|---|---------------------------|-----------|-----------|----------|------------------------------------|
| 種別 | 規格基準 | 区分 | 単位 | 金額 | | |
| 壁面設置 広告物 | ・壁面1面当たりの合計面積： 壁面面積の 1/3 以下、かつ、 地域区分による面積以下 | 広告板 広告塔 その他の 広告物 | 1個 (㎡) | 面積に よる | 1年 以内 | ※照明を伴う 場合は、金額 の欄に定める 額の2倍 |

【切り抜き文字等が直塗り又はシート貼りの場合】

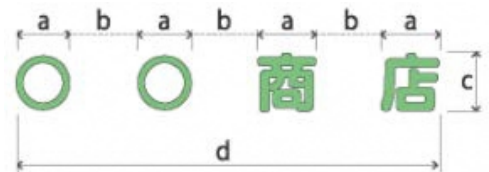
| 規格基準 | | 手数料 | | | 許可期間 | 備考 |
|-------------|--------------------------------|---------------------------|-----------|-----------|----------|------------------------------------|
| 種別 | 規格基準 | 区分 | 単位 | 金額 | | |
| 壁面利用 広告物 | ・壁面1面当たりの合計面積： 壁面面積の 1/3 以下 | 広告板 広告塔 その他の 広告物 | 1個 (㎡) | 面積に よる | 1年 以内 | ※照明を伴う 場合は、金額 の欄に定める 額の2倍 |

【問 4-9】建物の壁面などに文字を切り抜いて表示したり、一文字ごとに板面に表示する
広告物の手数料に係る面積の算定について。

[答 4-9] 建物の壁面などに表示する広告物の手数料の算定に係る面積は、表示の形態に
より以下のとおりとします。

〈右図例の場合〉

- (1) 文字の形に切り抜いて表示している広告物
は、文字等の幅(a) \geq 文字の間隔(b)の場
合は、連続した文字等の外枠(想定)の面積
で算定します。文字等の幅(a) $<$ 文字の間隔
(b)の場合は、一文字の面積の合計で算定し
ます。



文字等の幅(a) \geq 文字の間隔(b) 「 $d \times c$ 」の面積

文字等の幅(a) $<$ 文字の間隔(b) 「 $a \times c \times 4$ 個」の面積

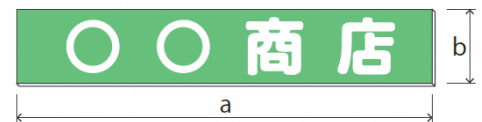
- (2) 板状のものなどに1文字ずつ表示されてい
るものは、板状の面積を合計した面積です。

「 $a \times b \times 4$ 個」



- (3) 板状のものなどに表示されているものは板
状の面積です。

「 $a \times b$ 」



5 許可期間について

【問 5-1】 許可期間は、広告物の種別によって異なるのか。

【答 5-1】 広告物の種別による許可期間は、下表のとおりです。

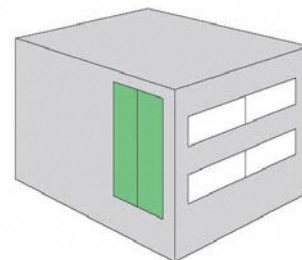
| 広告物 | 期 間 |
|---|-------|
| はり紙，はり札，立看板，広告幕，アドバルーン | 1 月以内 |
| 上記以外の広告物（広告板（塔），突出広告物，電柱広告物，壁面利用広告物，のぼり旗，バスラッピングなど） | 1 年以内 |

【問 5-2】 はり紙やはり札の許可期間は更新できるのか。

【答 5-2】 はり紙やはり札の類は、許可を更新することはできません。このため、許可の期間が満了したはり紙やはり札は許可満了日の翌日から 10 日以内に除却してください。

【問 5-3】 壁面に取り付ける懸垂幕を 3 ヶ月間表示したいが。

【答 5-3】 懸垂幕（広告物の種別は広告幕）の許可期間は 1 月以内となっているため、継続して 3 ヶ月間表示する場合は、許可書に記載している許可満了日の 7 日前までに更新の許可を申請してください。



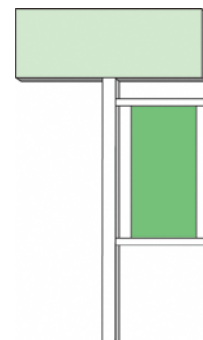
〈イメージ図〉

【問 5-4】 地上設置広告物に取り付ける懸垂幕の許可期間は。

【答 5-4】 地上設置広告物に懸垂幕（広告幕）を取り付けた場合は、地上設置広告物（広告板（塔））と一体とみなし、許可期間は 1 年以内となります。

地上設置広告物を設置し、途中から懸垂幕を取り付ける場合は、事前に変更の許可を申請してください。

なお、変更後の許可期間は、変更等の許可を受けた日から 1 年間となります。

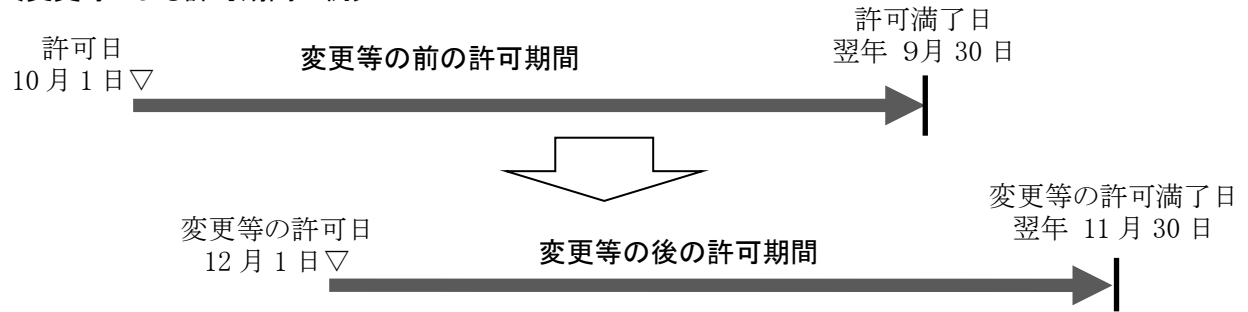


〈イメージ図〉

【問 5-5】 広告物を変更等する場合の許可期間は。

【答 5-5】 変更等の許可期間は，変更等の許可を受けた日から1年間となります。

〔変更等による許可期間の例〕



6 変更等の許可について

【問 6-1】 変更等の許可が必要となる場合について。

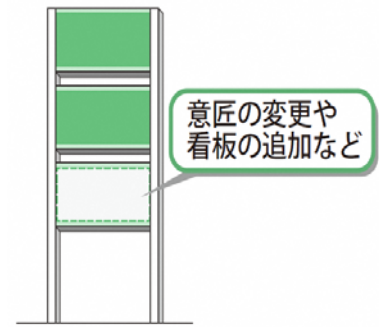
【答 6-1】 規則第 7 条で定める軽微な変更等以外の変更等であり、以下の例になります。
 〈変更等の例〉

- (1) 大きさ、高さ、表示面の材質又は構造物などの変更、改造
- (2) 新たな広告物や照明などの取付け
- (3) 既存広告物の一部撤去（広告物及び掲出物件の全部を撤去したとき又は移設したときは除却届を提出してください。）

【問 6-2】 変更等の許可の申請について。

【答 6-2】 広告物等を変更する場合は、事前に変更等の許可の申請が必要です。変更等の許可申請書は、新規の許可申請書と同じ様式になります。

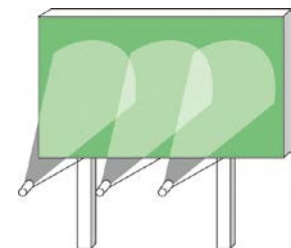
なお、複数の広告物がある場合は、変更等の許可申請書は、変更等に当たり規格基準に適合することを確認するため、変更等しない広告物も含めたすべての広告物に係る書類を添付するとともに変更等を行う広告物に印をつけるなどして明示してください。



〈イメージ図〉

【問 6-3】 既存の広告物に新たに照明を取り付けるが、変更等の許可は必要か。

【答 6-3】 許可を受けている広告物に新たに照明を取り付ける場合は、広告物の改造に当たるため変更等の許可が必要です。



〈イメージ図〉

【照明を伴う地上設置広告物】

| 種別 | 規格基準 | 許可申請手数料 | | | 許可期間 | 備考 |
|-------------|--|---------------------------|-----------|------------------|----------|------------------------|
| | | 区分 | 単位 | 金額 | | |
| 地上設置 広告物 | <ul style="list-style-type: none"> ・地上からの高さ： 地域区分による高さ以下 ・地上から下端までの高さ： 2.5m 以上（敷地内で広告物の下部を通行可能な場合） ・面積（1個当り）： 地域区分による面積以下 | 広告板 広告塔 その他の 広告物 | 1個 (㎡) | 面積に よる (※) | 1年 以内 | ※照明を伴う場合は、金額の欄に定める額の2倍 |

【問 6-4】 変更等の許可を申請する場合に許可期間も変更できるのか。

【答 6-4】 変更等する場合の許可期間は、変更等する前の許可期間の残存期間ではなく、変更等の許可を受けた日から1年以内となります。



〈イメージ図〉

【問 6-5】 変更等の許可の申請に当たって、手数料は必要か。

【答 6-5】 変更等の許可に当たっては、変更等をしない広告物を含めた全ての広告物について表示内容や意匠等を確認するとともに、規格基準との適合等を審査することになるため、変更等を行わない広告物を含めた全ての広告物の面積等に応じた手数料になります。

【問 6-6】 既存の広告塔の表示面が退色しているため、規格、意匠及び構造を変えずに表示面を交換する場合、変更等の許可は必要か。

【答 6-6】 規格、意匠及び構造を変えずに表示面を交換する場合は、軽微な変更に該当しますので変更等の許可は必要ありません。
なお、軽微な変更等は以下のとおりです。

(1) 許可当時の表示内容、意匠、色彩、形状又は許可の条件に、変更を加えない程度に行った修繕、補強、塗り替え

(2) 劇場、映画館等の常設興業場が設置する物件に表示する広告物で、位置及び形状を変更することなく興業内容の表示を短期間、かつ、定期的に変更する場合



〈イメージ図〉

(3) 電車又は自動車の外面を利用して表示する広告物を、位置及び形状を変更することなく短期間、かつ、定期的に変更する場合

(4) 新聞又ははり紙を掲出する物件に表示する広告物を、位置及び形状を変更することなく短期間、かつ、定期的に変更する場合

(5) 上記その他の掲出物件に表示する広告物を、短期間、かつ、定期的に変更する場合で、市長が認めるもの

【問 6-7】 現在の規格基準の施行前に許可を受けて表示されている広告物の板面を交換する場合は、現在の規格基準が適用されるのか。

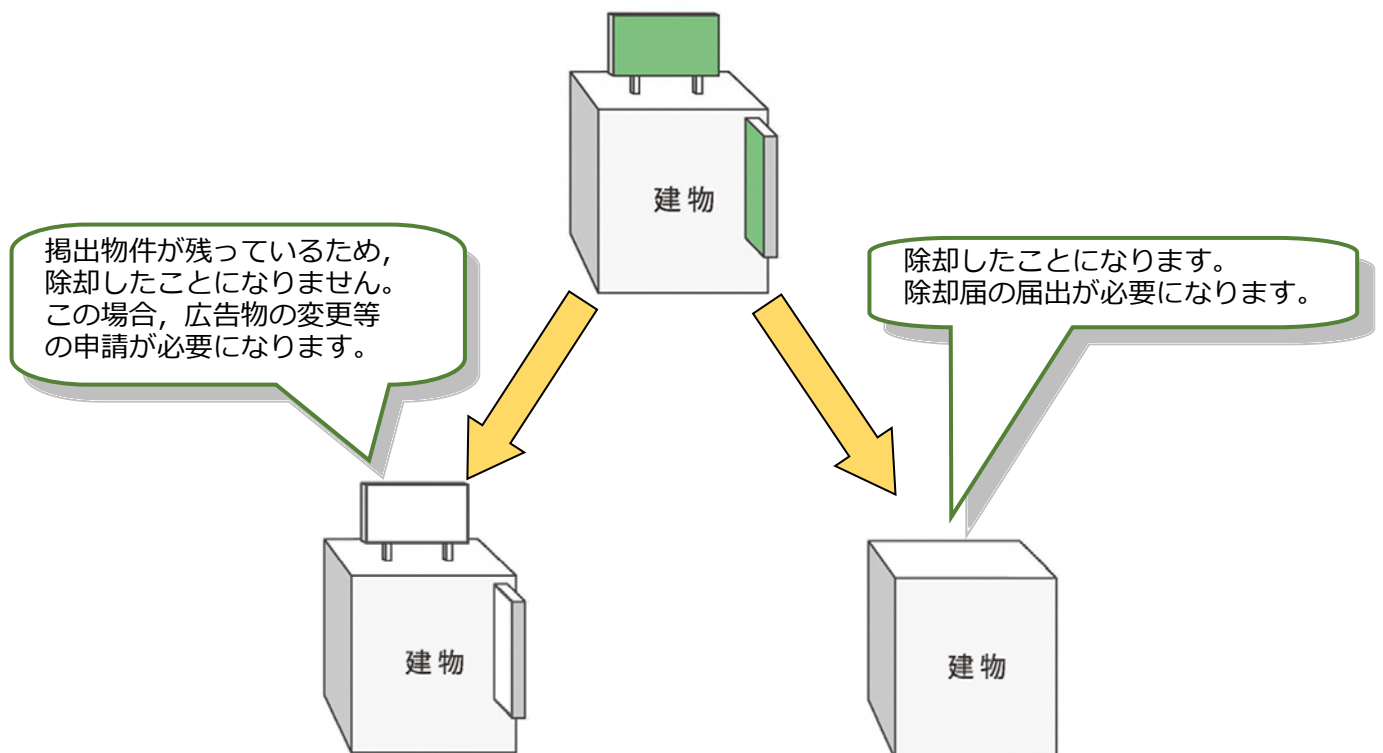
【答 6-7】 現在の規格基準が適用される前に許可を受けて表示又は設置している広告物又は掲出物件において軽微な変更等に該当しない変更等をする場合は、原則として現在の規格基準が適用されます。

したがって、老朽化などに伴い、規格、意匠及び構造を変更せずに広告板を交換する場合は軽微な変更等に該当するため現在の規格基準は適用されませんが、新たな広告物若しくは照明等を付加し、又は添加する場合は軽微な変更等に該当しないため、現在の規格基準が適用されます。

【問 6-8】 賃貸ビルから退去するため看板を白板に変更したが、これは広告物を除却したことになるのか。

【答 6-8】 掲出物件を含めて許可を受けた広告物の表示面を白地にした場合は、広告板等の掲出物件が残っているため当広告物を除却したことにはなりません。

したがって、この場合は掲出物件の所有者等（賃貸ビルの所有者等）が除却届を届け出るのではなく、変更等の許可を申請する必要があります。また、許可期間満了後も引き続き掲出物件を残す場合は、賃貸ビルの所有者等が更新の許可を申請する必要があります。



7 管理義務について

【問 7-1】 広告物を管理する者における法令上の義務は。

【答 7-1】 どのような広告物であっても必要な管理を怠れば、良好な景観の形成や風致の維持を阻害し、また、公衆に危害を及ぼすことが強く懸念されます。

このため、広告物を管理する者は、広告物について補修その他必要な管理を怠らないようにし、以下の点に留意して適切な状態を維持する義務があります。

- ・汚染や退色がなく、塗装等の剥離がない。
- ・破損がなく、経年劣化への対策がとられている。
- ・倒壊又は落下のおそれがない。
- ・信号機、道路標識等の効用を妨げていない。
- ・道路交通の安全を阻害するおそれがない。

【問 7-2】許可を受けなくてもよい自分の店舗に設置している看板も管理義務が及ぶのか。

【答 7-2】 管理義務は、全ての広告物に及びます。したがって、許可不要の自家用広告物も、広告主にはその広告物を良好な状態に管理する義務があります。

なお、許可を受けている広告物において別に屋外広告物管理者（以下「管理者」といいます。）が定められている場合は、この管理者も管理義務を負うこととなります。

【問 7-3】 管理者になるには、何か資格が必要か。

【答 7-3】 全ての管理者において資格が必要とはなりません。屋外広告士又は屋外広告業者のうち屋外広告物講習会の修了者などの広告物に関する専門的な知識を有している方が管理者になることが望ましいです。

ただし、高さが4 mを超える広告塔、広告板その他これらに類するもの（建築基準法で規定する確認申請が必要な工作物）の管理者は所定の資格が必要になります。

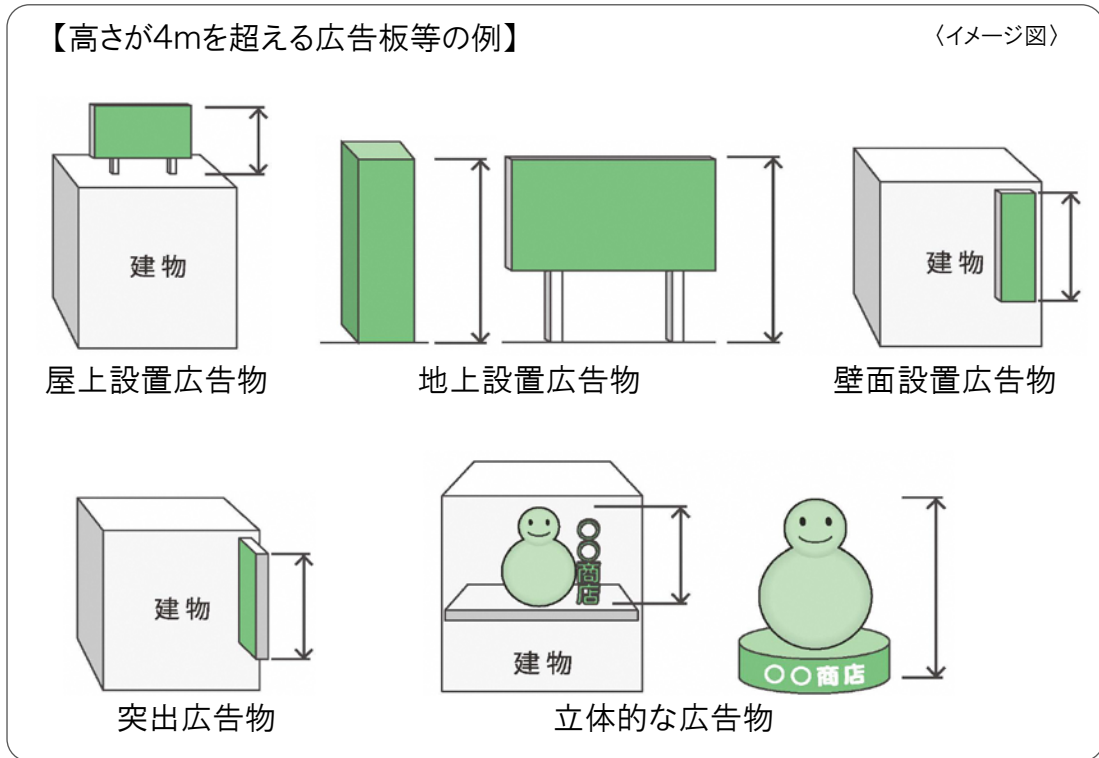
【問 7-4】 高さが4 mを超える広告塔や広告板を管理するようになったが、管理者の所定の資格とはどのようなものか。

【答 7-4】 広告物の高さが4 mを超えているので、管理者は所定の資格が必要です。

建築基準法で定める確認申請が必要な工作物である、高さが4 mを超える広告塔、広告板その他これらに類するものの管理者には、次のいずれかの資格が必要です。

- (1) 屋外広告士
- (2) 建築士（1級、2級）
- (3) 特種電気工事資格者（ネオン工事）

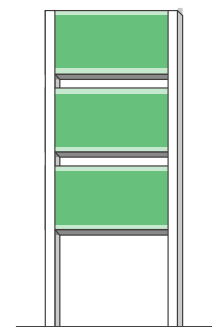
- (4) 電気主任技術者（1種・2種・3種）
- (5) 福岡市屋外広告業者登録簿に登録されている事業所に勤務している次のいずれかに該当する者
- ① 福岡市その他の自治体が行う講習会修了者
 - ② 職業訓練指導員免許所持者，技能検定合格者又は職業訓練修了者であって広告美術仕上げに係るもの。



【問 7-5】 集合看板の安全点検は誰が行うのか。

[答 7-5] 基本的に広告物又は掲出物件の管理義務は，所有者，占有者又は管理者等（以下「所有者等」といいます。）が負うものであり，したがって，許可を要する複数の広告物が一の広告塔や突出看板に掲出されている集合看板における安全点検は各々の広告物の所有者等が行うとともに，掲出物件についても掲出物件の所有者又は管理者等が安全点検を行うこととなります。

なお，高さが4mを超える集合看板における掲出物件の安全点検は所定の資格を有する者により行う必要があります。



〈イメージ図〉

8 広告物を表示できない地域〔禁止地域〕について

【問 8-1】 広告物を表示できない地域について。

【答 8-1】 広告物を表示できない地域は次のとおりです。

(1) 風致地区とその周辺

- ①西公園風致区 ②福岡城跡風致地区 ③南公園風致地区
④東公園風致地区

(2) 九州縦貫道自動車道路と両側 500mの範囲内。ただし、展望できないものは除く。

(3) 古墳及び墓地

※(1)及び(2)の地域は福岡市ホームページで確認できます。

①福岡市ホームページの検索窓に「福岡市 web マップ」と入力し検索

福岡市 web マップ

検索

②福岡市 web マップのトップページにある「都市計画情報マップ」をクリック

【問 8-2】 禁止地域にある店舗は、看板が表示できないのか。

【答 8-2】 禁止地域でも、看板が自家用広告物であり、かつ、表示する面積の合計が 5 m² 以内であれば表示できます。

【問 8-3】 九州縦貫道路に係る禁止地域だが、周りの建物で遮られて道路からは見えないので看板を設置してよいか。

【答 8-3】 九州縦貫自動車道路の路端から両側 500mの範囲内にある地域は、広告物の表示を禁止していますが、建物などで遮蔽されて九州縦貫自動車道路から視認できない広告物は「展望できないもの」に該当するため、表示することができます。

ただし、建物などが解体されて広告物が展望できるようになった場合は当該広告物を除却又は移転する必要があります。

【問 8-4】 企業広告を募って禁止地域内に地域案内地図を設置することはできるのか。

【答 8-4】 案内図板等（道標含む）が公共的目的又は公衆の利便に供することを目的とする場合は、禁止地域内でも設置することができますが、右図のように板面の一部に企業広告が掲載される場合は原則として禁止地域には設置できません。

なお、案内図等を設置する場合は、案内図板等を利用する町内会等の承諾も得てください。



〈イメージ図〉

【地上設置広告物】

| 種別 | 規格基準 | 許可申請手数料 | | | 許可期間 | 備考 |
|-------------|--|---------------------------|-------------------------|-----------|----------|---------------------------------|
| | | 区分 | 単位 | 手数料 | | |
| 地上設置 広告物 | ・地上からの高さ： 地域区分による高さ以下 ・地上から下端までの高さ： 2.5m 以上(敷地内で広告物の 下部を通行可能な場合) ・面積(1個当たり)： 地域区分による面積以下 | 広告板 広告塔 その他の 広告物 | 1個 (m ²) | 面積に よる | 1年 以内 | 面積は企業 広告が対象 (非営利は 対象外) |

9 広告物を表示できない物件や工作物〔禁止物件〕について

【問 9-1】 はり紙は、街路樹を支えている支柱に貼付できるのか。

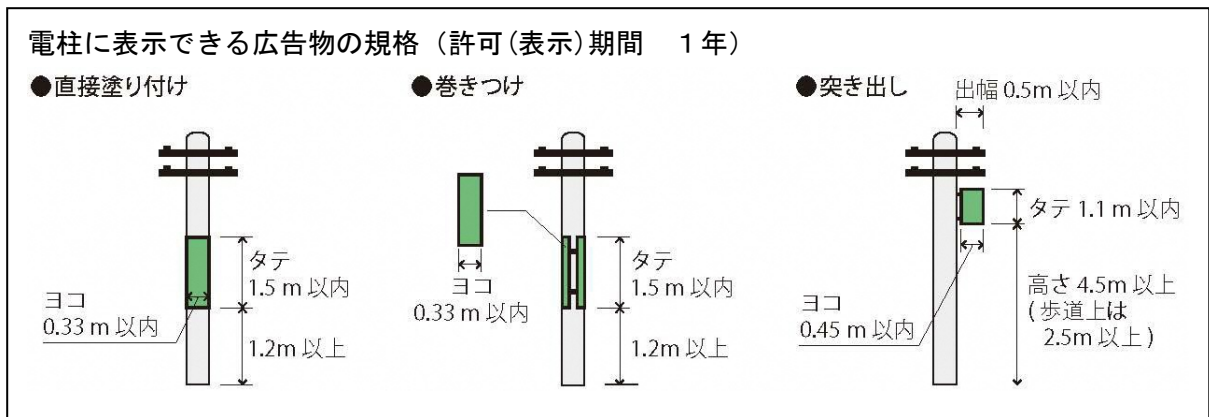
【答 9-1】 街路樹は、広告物の表示を禁止している禁止物件であり、街路樹を支える支柱にもはり紙を含む広告物は表示できません。

ただし、禁止物件の所有者又は管理者が管理の必要に基づいて表示する広告物であれば表示することができます。

【問 9-2】 休日（土日祭日）に限って、はり紙を電柱に貼付できるのか。

【答 9-2】 電柱に、はり紙、はり札又は立て看板の広告物を表示することは禁止されており、休日に限った表示もできません。

なお、下図に電柱に表示できる広告物を示しており、これらの表示に当たっては電柱の所有者（電力・通信会社など）の承諾、道路占用許可及び広告物の許可が必要になります。



【電柱類を利用する広告物】

| 種別 | 規格基準 | 手数料 | | | 許可期間 |
|------------|-------------|------------|----|------|------|
| | | 区分 | 単位 | 手数料 | |
| 電柱類を利用するもの | 上図中の各規格による。 | 電柱を利用する広告物 | 1個 | 200円 | 1年以内 |

【問 9-3】 選挙ポスターは、電柱に貼付してよいか。

【答 9-3】 電柱に、はり紙、はり札又は立て看板の広告物を表示することは禁止されていますが、公職選挙法による選挙期間中に使用される広告物（選挙ポスター）や選挙管理委員会の証紙等が貼付された広告物はこの限りではありません。

ただし、公職の候補者が行う演説会の開催案内など、政治活動のために使用されるポスターや後援団体の政治活動ポスター等は禁止されています。

【選挙ポスター】

| 種別 | 規格基準 | 備考 |
|-------|------------------------------|------|
| はり紙の類 | 1㎡以内(表示者等の住所, 氏名, 連絡先の表記が必要) | 許可不要 |
| はり札の類 | | |

【問 9-4】 許可が不要で禁止地域や禁止物件に表示できる広告物は。

【答 9-4】 他の法令の規定により表示されるものや公共的目的のために表示される下記の広告物については、許可が不要で禁止地域や禁止物件にも表示することができます。

※許可が不要で、禁止地域や禁止物件に表示できる広告物

- 他の法令の規定により表示されるもの。
- 国または地方公共団体が公共的目的をもって表示するもの。
- 公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター等
ただし、政治活動のためのポスターは含まない。
- 公益上やむを得ないもので緊急に公衆に表示する必要があるもの。
- 公益上必要な施設または物件に寄贈者名等を表示するもの。
 - ・表示できるものは1個で、大きさは全体面積の1/10以下かつ0.5㎡以内



緊急時の表示例

【問 9-5】 のぼり旗やはり紙は、歩道橋や歩道柵に表示できるのか。

【答 9-5】 歩道橋や歩道柵は、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止している禁止物件に該当するため、のぼり旗やはり紙は表示できません。

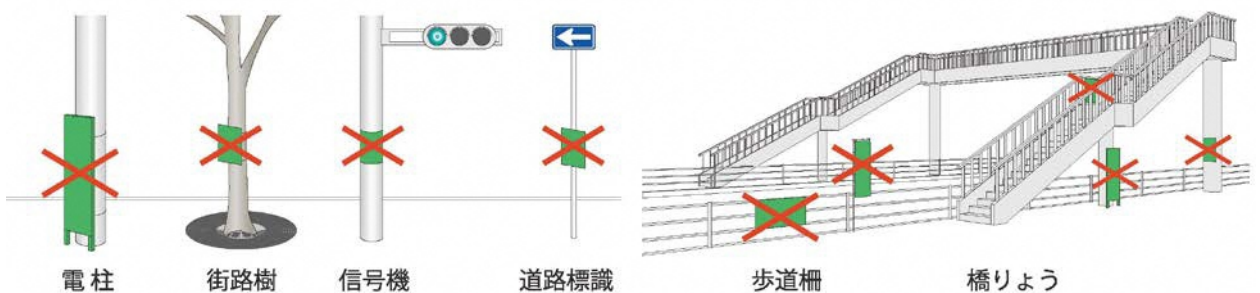
また、下記の物件にも広告物の表示等は禁止されています。

ただし、禁止物件の所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物は禁止物件にも表示することができます。

【広告物の表示等を禁止している物件】

| | | | | |
|---|--|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 橋りょう○ トンネル○ 高架構造物○ 分離帯 | <ul style="list-style-type: none">○ 街路樹○ 保存樹○ 保存樹林 | <ul style="list-style-type: none">○ 銅像○ 記念碑の類 | <ul style="list-style-type: none">○ 公衆便所○ 公衆電話ボックス○ 郵便ポスト○ 路上に設ける変圧器、配電器 | <ul style="list-style-type: none">○ 信号機○ 道路標識○ 歩道柵○ 路上に設ける車止め○ 道路の石垣・擁壁○ これらに類するもの |
| <ul style="list-style-type: none">○ 消火栓○ 火災報知機○ 防火水槽標識○ 火の見櫓 | <ul style="list-style-type: none">○ 送電塔○ 送受信塔○ 照明塔 | <ul style="list-style-type: none">○ 煙突○ ガスタンク○ 水道タンク○ 石油タンク○ その他タンクの類 | <ul style="list-style-type: none">○ 景観重要建造物○ 景観重要樹木 | はり紙、はり札、立看板の表示禁止 <ul style="list-style-type: none">○ 電柱○ 街灯柱○ その他電柱の類○ 消火栓標識 |

〈例〉



10 広告物の大きさや高さなどの規格基準について

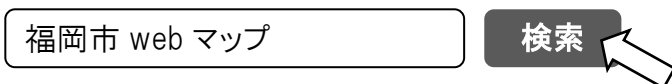
【問 10-1】表示できる広告物の大きさや高さの基準について。

[答 10-1] 広告物は、表示する場所が位置する 5 つの地域の区分（以下「地域区分」といいます。）において広告物の種別毎に面積や高さなどの規格基準が定められています。

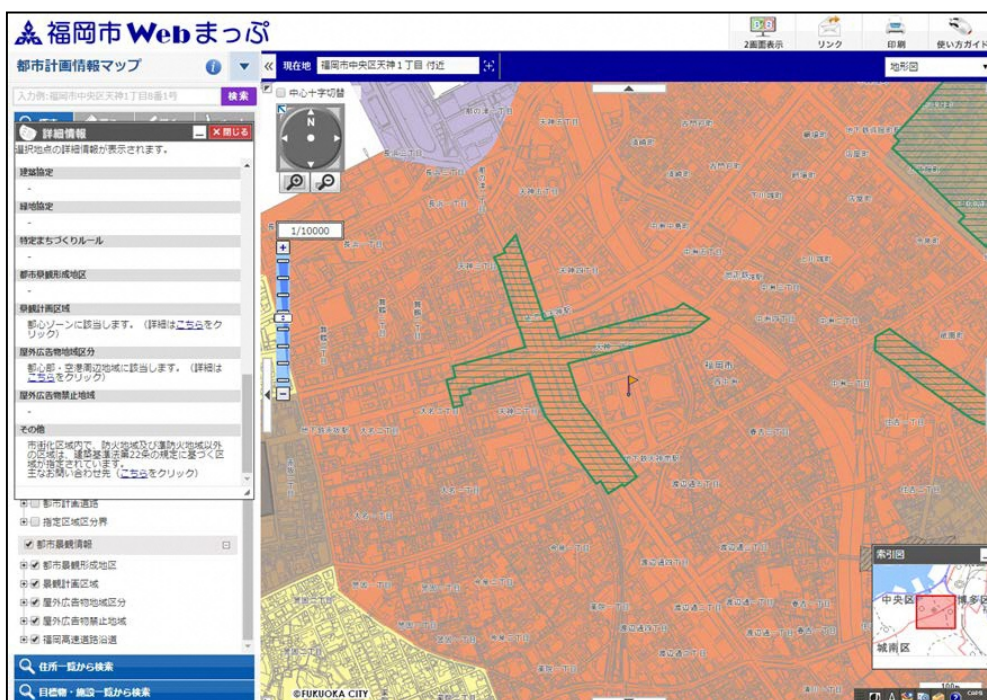
※地域区分及び規格基準は、福岡市ホームページで確認することができます。

(1) 地域区分

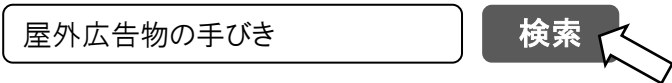
① 福岡市ホームページの検索窓に「福岡市 web マップ」と入力し検索



② 福岡市 web マップのトップページにある「都市計画情報マップ」をクリック



(2) 規格基準（「福岡市屋外広告物の手びき」を参照）



【問 10-2】 敷地が複数の地域区分にわたる場合の規格基準について。

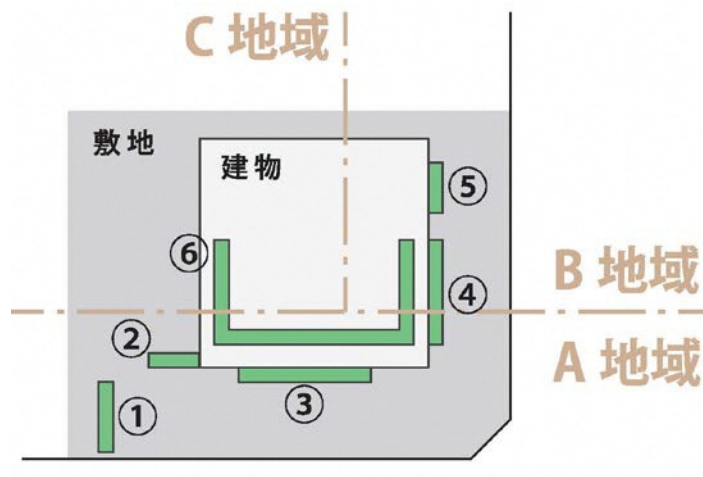
[答 10-2] 広告物の規格基準は、地域区分により表示できる面積や高さなどを定めています。

このため、敷地や建物が複数の地域区分にわたる場合は、基本的には地域区分毎の規格基準が適用されます。

また、表示する広告物が複数の地域区分にまたがる場合は、これらの地域区分のうち、厳しい地域の規格基準に適合する必要があります。

ただし、壁面が複数の地域区分にわたる場合は、その壁面に掲示されている広告物全てが厳しい地域の規格基準に適合する必要があります。

〈例〉



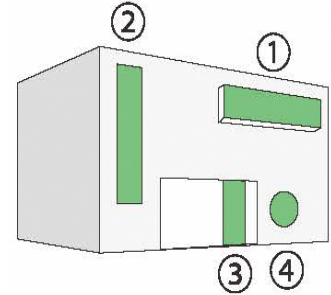
| 広告物 | 該当する地域区分 |
|----------|----------------|
| ①地上設置広告物 | A地域 |
| ②突出広告物 | A地域 |
| ③壁面設置広告物 | A地域 |
| ④壁面設置広告物 | A・Bの規制の厳しい地域 |
| ⑤壁面設置広告物 | A・Bの規制の厳しい地域 |
| ⑥屋上設置広告物 | A・B・Cの規制の厳しい地域 |

【問 10-3】 壁面に表示する広告物の面積の制限について。

【答 10-3】 同じ壁面に表示する場合の規格基準は、以下のとおりとなります。なお、広告物の種別についての詳細は【問 1-2】を参照してください。

※右上図の場合

- ① 広告板に掲出した広告物・・・壁面設置広告物
- ② 広告幕・・・壁面利用広告物
- ③ 壁面に貼り付けた広告物・・・壁面利用広告物
- ④ 壁面に塗布した広告物・・・壁面利用広告物



〈イメージ図〉

＜壁面利用広告物＞

①+②+③+④ ≤ 壁面面積の 1/3 以下
かつ

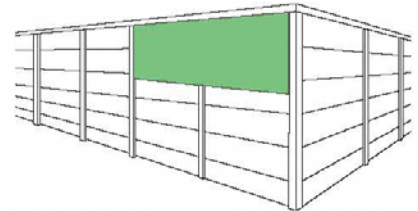
＜壁面設置広告物＞

① ≤ 地域区分による規格基準で定める面積

【問 10-4】 塀に広告物を取り付けたいが、面積等に制限があるのか。

【答 10-4】 塀を壁面とみなし、一の壁面当たりの広告物の面積の合計を規格基準に適合させることになります。

なお、壁面利用広告物では一の壁面の面積の 1/3 以下、壁面設置広告物では一の壁面の面積の 1/3 以下、かつ、地域区分による面積以下になります。



〈イメージ図〉

【広告板】

| 規格基準 | | 手数料 | | | 許可期間 | 備考 |
|-------------|--|---------------------------|-----------|------------------|----------|------------------------------------|
| 種別 | 規格基準 | 区分 | 単位 | 金額 | | |
| 壁面設置 広告物 | ・壁面1面当たりの合計面積： 壁面の面積の 1/3 以下、 かつ、地域区分による面積以下 | 広告板 広告塔 その他の 広告物 | 1個 (㎡) | 面積に よる (※) | 1年 以内 | ※照明を伴う 場合は、金額 の欄に定める 額の2倍 |

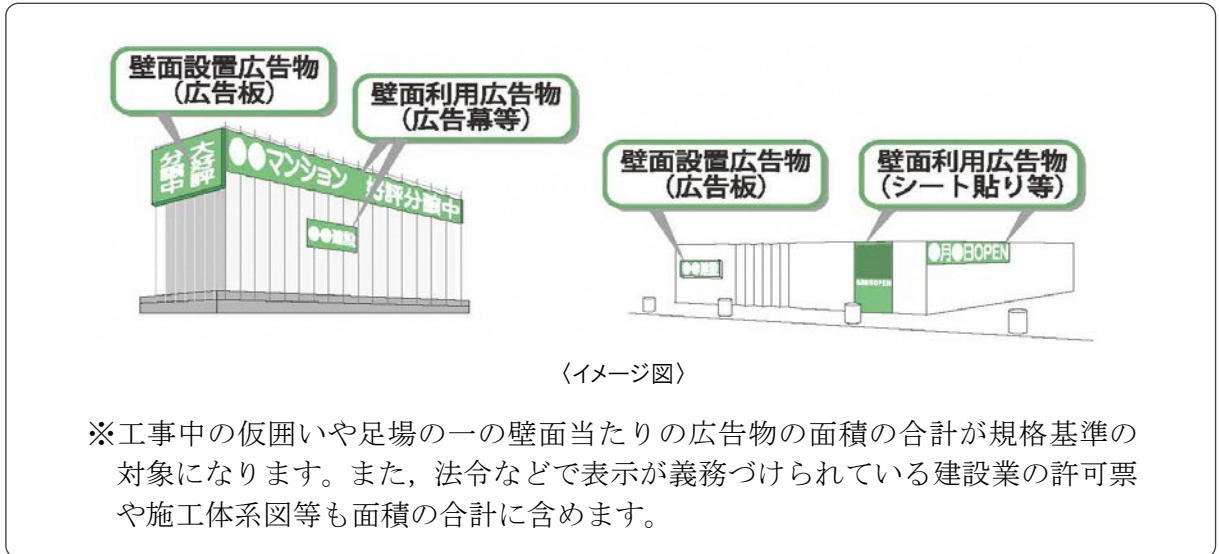
【直塗り又はシート貼り】

| 規格基準 | | 手数料 | | | 許可期間 | 備考 |
|-------------|---------------------------------|---------------------------|-----------|------------------|----------|------------------------------------|
| 種別 | 規格基準 | 区分 | 単位 | 金額 | | |
| 壁面利用 広告物 | ・壁面1面当たりの合計面積： 壁面の面積の 1/3 以下 | 広告板 広告塔 その他の 広告物 | 1個 (㎡) | 面積に よる (※) | 1年 以内 | ※照明を伴う 場合は、金額 の欄に定める 額の2倍 |

【問 10-5】 広告物を工事用の仮囲いや足場に設置する場合も規格基準が適用されるのか。

[答 10-5] 工事用の仮囲いや足場に表示する広告物も規格基準に適合させる必要があり、
 広告物の種別は壁面設置広告物又は壁面利用広告物になります。

【工事中の仮囲いや足場、養生シートに表示する広告物の例】



【広告板】

| 種別 | 規格基準 | | 手数料 | | | 許可期間 | 備考 |
|-------------|------|--|---------------------------|-----------|------------------|----------|------------------------------------|
| | 種別 | 規格基準 | 区分 | 単位 | 金額 | | |
| 壁面設置 広告物 | | ・壁面1面当たりの合計面積： 壁面の面積の1/3以下、 かつ、地域区分による面積以下 | 広告板 広告塔 その他の 広告物 | 1個 (㎡) | 面積に よる (※) | 1年 以内 | ※照明を伴う 場合は、金額 の欄に定める 額の2倍 |

【直塗り又はシート貼り】

| 種別 | 規格基準 | | 手数料 | | | 許可期間 | 備考 |
|-------------|------|-------------------------------|---------------------------|-----------|------------------|----------|------------------------------------|
| | 種別 | 規格基準 | 区分 | 単位 | 金額 | | |
| 壁面利用 広告物 | | ・壁面1面当たりの合計面積： 壁面の面積の1/3以下 | 広告板 広告塔 その他の 広告物 | 1個 (㎡) | 面積に よる (※) | 1年 以内 | ※照明を伴う 場合は、金額 の欄に定める 額の2倍 |

【広告幕】

| 種別 | 規格基準 | | 手数料 | | | 許可期間 | 備考 |
|-------------|------|-------------------------------|-----|----|------|----------|--------------------------|
| | 種別 | 規格基準 | 区分 | 単位 | 金額 | | |
| 壁面利用 広告物 | | ・壁面1面当たりの合計面積： 壁面の面積の1/3以下 | 広告幕 | 1枚 | 400円 | 1月 以内 | 照明を伴う場 合でも金額に 変更なし |

【問 10-6】建物の塔屋の壁面に設置している広告板は、壁面設置広告物の規格基準が適用されるのか。

[答 10-6] 塔屋の壁面に塗布し、又は貼付して表示する広告物は、壁面利用広告物になり、広告物を広告板に掲出し、これを壁面に固定するものは壁面設置広告物になります。

また、規格基準に係る壁面の面積は、基本的に塔屋の壁面毎の面積になりますが、塔屋と塔屋以外の部分の外壁が同一面で連続している場合は同外壁を含めて一の壁面として扱うことがあります。



① 【屋上設置広告物】

| 規格基準 | | 手数料 | | | 許可期間 | 備考 |
|-------------|--|---------------------------|-----------|------------------|----------|------------------------------------|
| 種別 | 規格基準 | 区分 | 単位 | 金額 | | |
| 屋上設置 広告物 | <ul style="list-style-type: none"> ・地上からの高さ: 地域区分による高さ以下, かつ、地上から51m以下 ・地上からの高さ: 地域区分による面積以下 | 広告板 広告塔 その他の 広告物 | 1個 (㎡) | 面積に よる (※) | 1年 以内 | ※照明を伴う 場合は、金額 の欄に定める 額の2倍 |

② 【壁面設置広告物】

| 規格基準 | | 手数料 | | | 許可期間 | 備考 |
|-------------|--|---------------------------|-----------|------------------|----------|------------------------------------|
| 種別 | 規格基準 | 区分 | 単位 | 金額 | | |
| 壁面設置 広告物 | <ul style="list-style-type: none"> ・壁面1面当たりの合計面積: 壁面の面積の1/3以下, かつ、地域区分による面積以下 | 広告板 広告塔 その他の 広告物 | 1個 (㎡) | 面積に よる (※) | 1年 以内 | ※照明を伴う 場合は、金額 の欄に定める 額の2倍 |

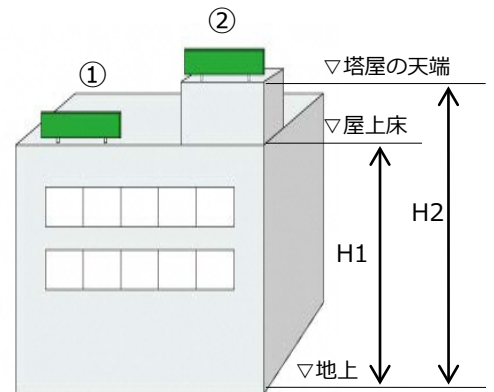
③ 【壁面利用広告物】

| 規格基準 | | 手数料 | | | 許可期間 | 備考 |
|-------------|--|---------------------------|-----------|------------------|----------|------------------------------------|
| 種別 | 規格基準 | 区分 | 単位 | 金額 | | |
| 壁面利用 広告物 | <ul style="list-style-type: none"> ・壁面1面当たりの合計面積: 壁面の面積の1/3以下 | 広告板 広告塔 その他の 広告物 | 1個 (㎡) | 面積に よる (※) | 1年 以内 | ※照明を伴う 場合は、金額 の欄に定める 額の2倍 |

【問 10-7】 屋上設置広告物の規格基準における建物の高さ及び広告物の高さは。

[答 10-7] 屋上設置広告物の規格基準における建物の高さは、基本的に、広告物を設置する箇所の高さになります。

- ①屋上部分に広告物を設置する場合
地上から広告物を設置している建物の屋上床までの高さ < 建物の高さ = H1 >
- ②塔屋の上に広告物を設置する場合
地上から広告物を設置している塔屋の天端（最高点）までの高さ < 建物の高さ = H2 >
なお、広告物の高さは、地上から広告物の上端を結んだ垂線の長さになり、地面に高低があり垂線が一でない場合は最も長い垂線の長さになります。

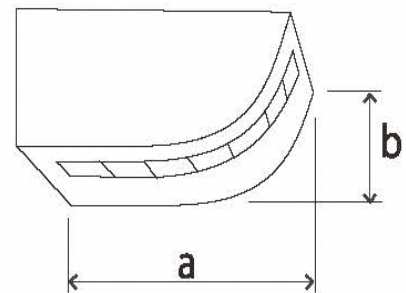


〈イメージ図〉

【問 10-8】 多面形の建物に広告物を表示する場合の壁面の取り扱いについて。

[答 10-8] 基本的に建物の東西南北の各立面投影面を一の壁面とみなし、この壁面の面積による壁面利用広告物又は壁面設置広告物に係る規格基準（壁面の面積の $1/3$ 以内）に適合する必要があります。

また、曲面状の壁面は東西南北の各立面投影面をそれぞれ一の壁面とみなすことで当該規格基準に適合する必要があります（右図参照）。



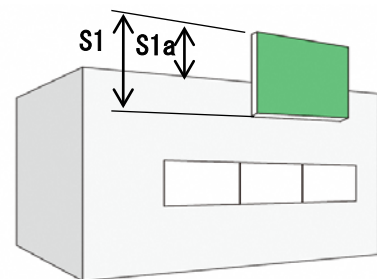
〈イメージ図〉

※ a, b 共に規格基準を満足すること。

【問 10-9】 壁面に設置する広告板の一部が建物上部から突出する場合の規格基準について。

[答 10-9] 壁面に設置されているため、壁面設置広告物として取り扱いますが、突出している部分については、屋上設置広告物の規格基準にも適合する必要があります。

- 1 壁面の高さの上限 $\geq S1$
- 屋上設置広告物の高さの上限 $\geq S1a$



〈イメージ図〉

屋上設置広告物の規格基準には、高さの他、面積の規定もあるので、それぞれの規格基準について確認してください。

【屋上設置広告物】

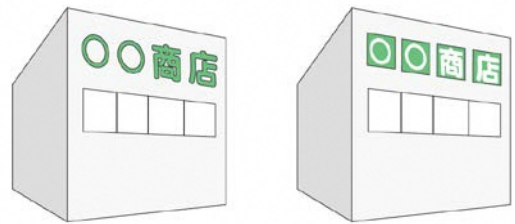
| 規格基準 | | 手数料 | | | 許可期間 | 備考 |
|-------------|---|---------------------------|-----------|------------------|----------|-------------------------------------|
| 種別 | 規格基準 | 区分 | 単位 | 金額 | | |
| 屋上設置 広告物 | ・地上からの高さ: 地域区分による高さ以下, かつ, 地上から 51m以下 ・地上からの高さ: 地域区分による面積以下 | 広告板 広告塔 その他の 広告物 | 1個 (㎡) | 面積に よる (※) | 1年 以内 | ※照明を伴う 場合は, 金額 の欄に定める 額の2倍 |

【壁面設置広告物】

| 規格基準 | | 手数料 | | | 許可期間 | 備考 |
|-------------|---|---------------------------|-----------|------------------|----------|-------------------------------------|
| 種別 | 規格基準 | 区分 | 単位 | 金額 | | |
| 壁面設置 広告物 | ・壁面1面当たりの合計面積: 壁面の面積の 1/3 以下, かつ, 地域区分による面積以下 | 広告板 広告塔 その他の 広告物 | 1個 (㎡) | 面積に よる (※) | 1年 以内 | ※照明を伴う 場合は, 金額 の欄に定める 額の2倍 |

【問 10-10】文字の形に切り抜いて建物の壁面に表示したり, 一文字ごとに枠を設けて表示する広告物の面積の算定及び規格基準について。

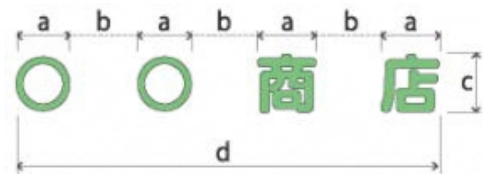
【答 10-10】建物や工作物等に文字の形に切り抜いて表示する広告物の面積の算定は, 以下のとおりになります。



〈イメージ図〉

〈右図の例の場合〉

- (1) 文字の形に切り抜いて掲出している広告物は, 文字等の幅(a) ≥ 文字の間隔(b)の場合は, 連続した文字等の外枠(想定)の面積で算定します。文字等の幅(a) < 文字の間隔(b)の場合は, 一文字の面積の合計で算定します。

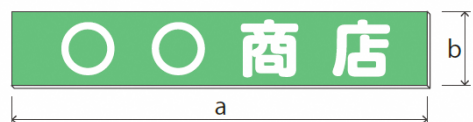


文字等の幅(a) ≥ 文字の間隔(b) 「 $d \times c$ 」の面積
 文字等の幅(a) < 文字の間隔(b) 「 $a \times c \times 4$ 個」の面積

- (2) 板状のものなどに1文字ずつ表示されているものは, 板状の面積を合計した面積です。
 「 $a \times b \times 4$ 個」



- (3) 板状のものなどに表示されているものは板状の面積です。
 「 $a \times b$ 」



また、上記により算定された広告物の面積について規格基準に適合させる必要があります。

【切り抜き文字等に厚みがある場合】

| 規格基準 | | 手数料 | | | 許可期間 | 備考 |
|-------------|--|---------------------------|-----------|------------------|----------|------------------------------------|
| 種別 | 規格基準 | 区分 | 単位 | 金額 | | |
| 壁面設置 広告物 | ・壁面1面当たりの合計面積： 壁面の面積の1/3以下、 かつ、地域区分による面積以下 | 広告板 広告塔 その他の 広告物 | 1個 (㎡) | 面積に よる (※) | 1年 以内 | ※照明を伴う 場合は、金額 の欄に定める 額の2倍 |

【切り抜き文字等が直塗り又はシート貼りの場合】

| 規格基準 | | 手数料 | | | 許可期間 | 備考 |
|-------------|-------------------------------|---------------------------|-----------|------------------|----------|------------------------------------|
| 種別 | 規格基準 | 区分 | 単位 | 金額 | | |
| 壁面利用 広告物 | ・壁面1面当たりの合計面積： 壁面の面積の1/3以下 | 広告板 広告塔 その他の 広告物 | 1個 (㎡) | 面積に よる (※) | 1年 以内 | ※照明を伴う 場合は、金額 の欄に定める 額の2倍 |

【問 10-11】 壁面に立体的な広告物を設置する場合の規格基準について。

[答 10-11] 壁面に設置した立体的な広告物は、壁面設置広告物及び突出広告物の規格基準を適用します。

なお、複雑な形のもの、単純な形に近似して面積を求めます。

(1) 壁面設置広告物として、面積を垂直投影面積により確認します。

・一の壁面の面積 $\geq (a \times b)$

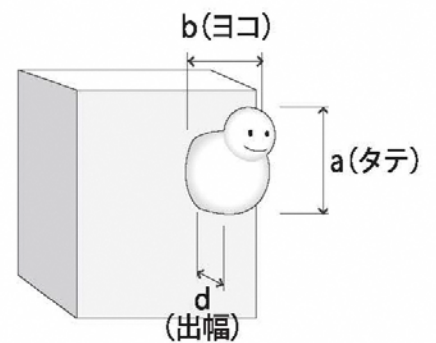
(2) 突出広告物として、建物壁面からの出幅、突出面積、下端までの高さを確認します。

・建物壁面からの出幅 $1.5\text{m} \geq d$

(道路境界より 0.8m以内、歩道上は 1.0 以内)

・各地域区分による面積 $\geq (a \times b) + (a \times d) \times 2 + (b \times d)$

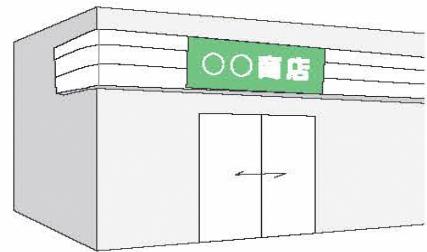
・地上から広告物下端までの高さ（広告物の下端を通行可能な場合）
車道上は 4.5m以上、歩道上は 2.5m以上



〈イメージ図〉

【問 10-12】 壁に着色されただけの模様も規格基準が適用されるのか。

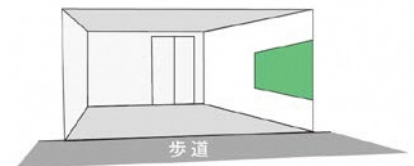
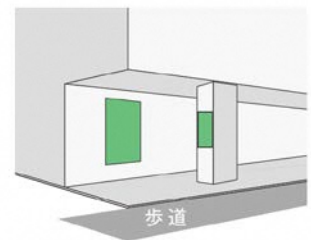
【答 10-12】 店名や商標，ロゴの部分は広告物ですが，壁にラインなどの模様が入った部分は着色した外壁であり広告物には該当しないことから規格基準は適用されません。



〈イメージ図〉

【問 10-13】建物の柱面や出入口前の小壁などに広告物を表示する場合の規格基準について。

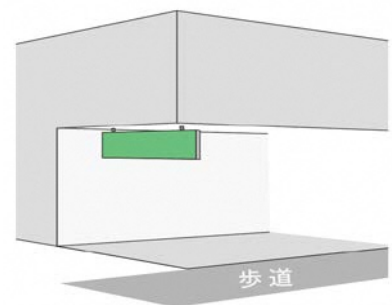
【答 10-13】 基本的に建物の柱や奥まった壁面，出入口前の小壁などに公衆に対して表示されている広告物は，壁面設置広告物又は壁面利用広告物の規格基準が適用されますが，規格基準において対象とする壁面は広告物の位置や表示の状況などにより個別に判断します。



〈イメージ図〉

【問 10-14】 建物の外周に歩行空間を設け，広告物を天井から吊り下げる場合の規格基準について。

【答 10-14】 右図のように建物の天井等から吊り下げて表示する広告物は，突出広告物の規格基準を準用しますが，設置される場所の状況等により同規格基準で定める個々の基準毎に準用を判断します。



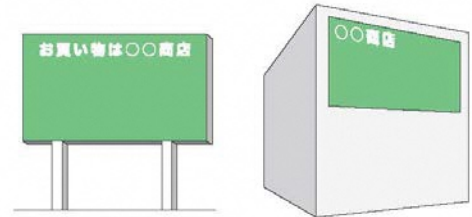
〈イメージ図〉

【突出広告物】

| 種別 | 規格基準 | 手数料 | | | 許可期間 | 備考 |
|-----------|---|---------------------------|-------------------------|------------------|----------|------------------------|
| | 規格基準 | 区分 | 単位 | 金額 | | |
| 突出 広告物 | <ul style="list-style-type: none"> ・地上から下端までの高さ： 2.5m 以上(敷地内で広告物の下部を通行可能な場合) ・面積(1個当り)： 地域区分による面積以下 | 広告板 広告塔 その他の 広告物 | 1個 (m ²) | 面積に よる (※) | 1年 以内 | ※照明を伴う場合は，金額の欄に定める額の2倍 |

【問 10-15】 広告板の文字が小さい場合の規格基準に適合させる対象は。

[答 10-15] 広告板に比べて文字や絵図などの広告表示が小さい広告物の場合でも，広告板の面積を規格基準に適合させる必要があります。

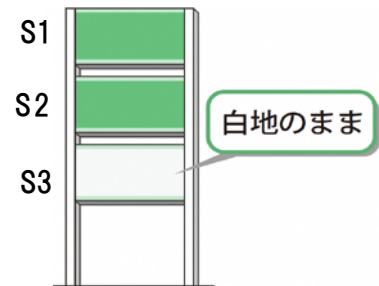


〈イメージ図〉

【問 10-16】 地上設置広告物の一部の表示面を白地で設置する場合の表示できる面積について。

[答 10-16] 表示面が複数ある地上設置広告物の場合，全ての表示面の面積の合計を規格基準の面積以内にする必要があります。

この場合，表示面が白地の広告板と他の広告板の表示面との合計の面積が規格基準に適合する必要があります。



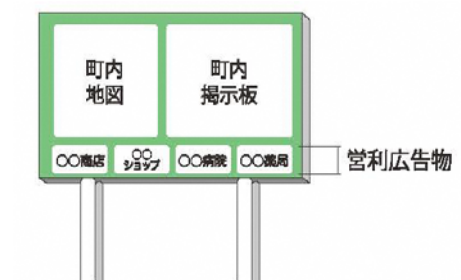
○地域区分による規格基準 $\geq (S1+S2+S3)$

〈イメージ図〉

【問 10-17】 町内案内板を設置するに当たって適用される規格基準と手数料について。

[答 10-17] 地上に設置する場合は，地上設置広告物の規格基準が，建物や工作物の壁面に設置する場合は壁面設置広告物の規格基準が適用されます。

手数料については，案内板の面積により算定することになります。



〈イメージ図〉

【地上設置広告物】

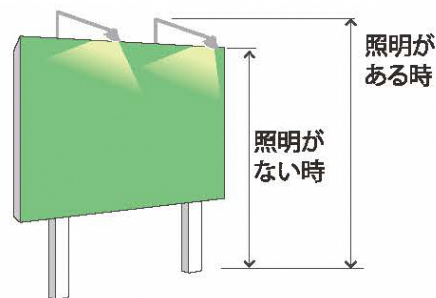
| 規格基準 | | 手数料 | | | 許可期間 | 備考 |
|-------------|--|---------------------------|-----------|------------------|----------|---|
| 種別 | 規格基準 | 区分 | 単位 | 金額 | | |
| 地上設置 広告物 | <ul style="list-style-type: none"> ・地上からの高さ: 地域区分による高さ以下 ・地上から下端までの高さ: 2.5m 以上(敷地内で広告物の下部を通行可能な場合) ・面積(1個当り): 地域区分による面積以下 | 広告板 広告塔 その他の 広告物 | 1個 (㎡) | 面積 による (※) | 1年 以内 | 面積は営利広告物 が対象(非営利は対象外) ※照明を伴う場 合は金額の欄に 定める額の2倍 |

【壁面設置広告物】

| 規格基準 | | 手数料 | | | 許可期間 | 備考 |
|-------------|---|---------------------------|-----------|------------------|----------|---|
| 種別 | 規格基準 | 区分 | 単位 | 金額 | | |
| 壁面設置 広告物 | <ul style="list-style-type: none"> ・壁面1面当たりの合計面積: 壁面の面積の1/3 以下, かつ、地域区分による面積以下 | 広告板 広告塔 その他の 広告物 | 1個 (㎡) | 面積 による (※) | 1年 以内 | 面積は営利広告物 が対象(非営利は対象外) ※照明を伴う場 合は金額の欄に 定める額の2倍 |

【問 10-18】 照明器具を取り付けた広告物の高さについて。

[答 10-18] 広告物の高さは、広告物に取り付けられた照明器具（広告物以外のものを照らすために取り付けられた照明器具を含む。）も高さを含めます。



〈イメージ図〉

【照明を伴う地上設置広告物】

| 規格基準 | | 手数料 | | | 許可期間 | 備考 |
|-------------|--|---------------------------|-----------|------------------|----------|-----------------------------------|
| 種別 | 規格基準 | 区分 | 単位 | 金額 | | |
| 地上設置 広告物 | <ul style="list-style-type: none"> ・地上からの高さ: 地域区分による高さ以下 ・地上から下端までの高さ: 2.5m 以上(敷地内で広告物の下部を通行可能な場合) ・面積(1個当り): 地域区分による面積以下 | 広告板 広告塔 その他の 広告物 | 1個 (㎡) | 面積 による (※) | 1年 以内 | ※照明を伴う 場合は金額の 欄に定める額 の2倍 |

【問 10-19】 はり紙やはり札の類にも大きさなどの規制があるのか。

【答 10-19】 はり紙やはり札の類にも表示する場合に適用される規格基準及び許可申請時の手数料が定められています。

【はり紙・はり札の類】

| 規格基準 | | 手数料 | | | 許可期間 |
|-------|--|-------|----|-----|------|
| 種別 | 規格基準 | 区分 | 単位 | 手数料 | |
| はり紙の類 | ・面積: 1㎡以内 ・その他の条件: 表示者等の住所、氏名、連絡先の表記 | はり紙の類 | 1枚 | 5円 | 1月以内 |
| はり札の類 | | はり紙の類 | 1枚 | 10円 | |

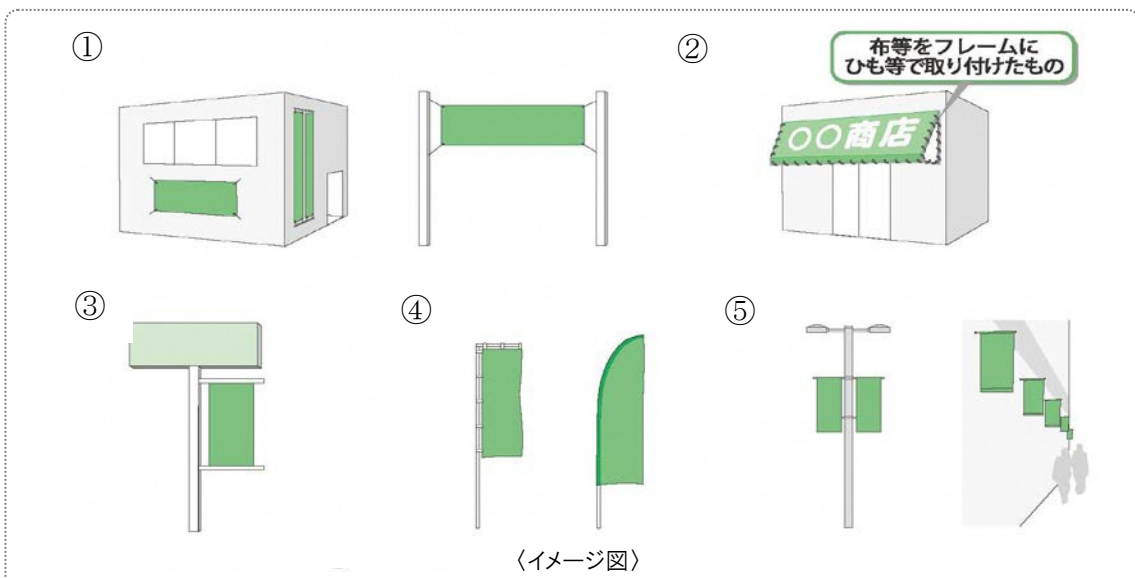
【問 10-20】 懸垂幕や横断幕などの広告幕に適用される規格基準について。

【答 10-20】 広告幕に係る規格基準について、建物や工作物の壁面等にロープなどで固定した広告幕は壁面利用広告物として、また、専用の装置や枠材等に取り付けられて建物や工作物の壁面等に固定した広告幕は壁面設置広告物として取り扱うことでそれぞれの規格基準が適用されます。

他に広告幕の設置状況や形態等によって次のとおりに取り扱います。

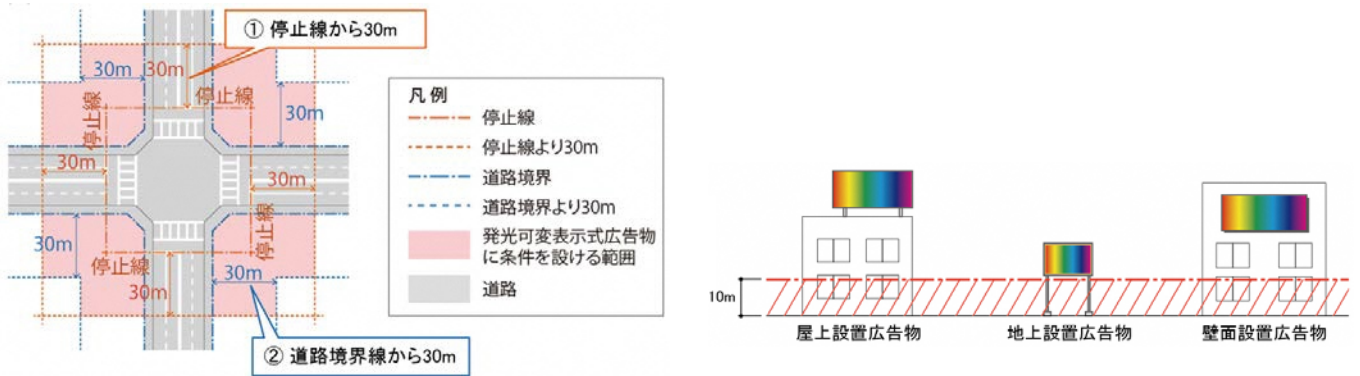
【広告幕の種別等】

| 番号 | 一般的な呼称 | 規格基準の種別 | 手数料 | | | 許可期間 |
|----|----------|---------------|---------------------------|-----------|-----------|------|
| | | | 区分 | 単位 | 金額 | |
| ① | 懸垂幕 | 壁面利用広告物 | 広告幕 | 1枚 | 400円 | 1月以内 |
| | 横断幕(枠付) | | | | | |
| | 横断幕(枠なし) | 該当なし(その他の広告物) | | | | |
| ② | テント広告 | 壁面設置広告物 | 広告板 広告塔 その他の 広告物 | 1個 (㎡) | 面積 による | 1年以内 |
| ③ | 建植看板 | 地上設置広告物 | | | | |
| ④ | のぼり旗 | 該当なし(その他の広告物) | | | | |
| ⑤ | バナー | 該当なし(その他の広告物) | | | | |
| | | | | | | |

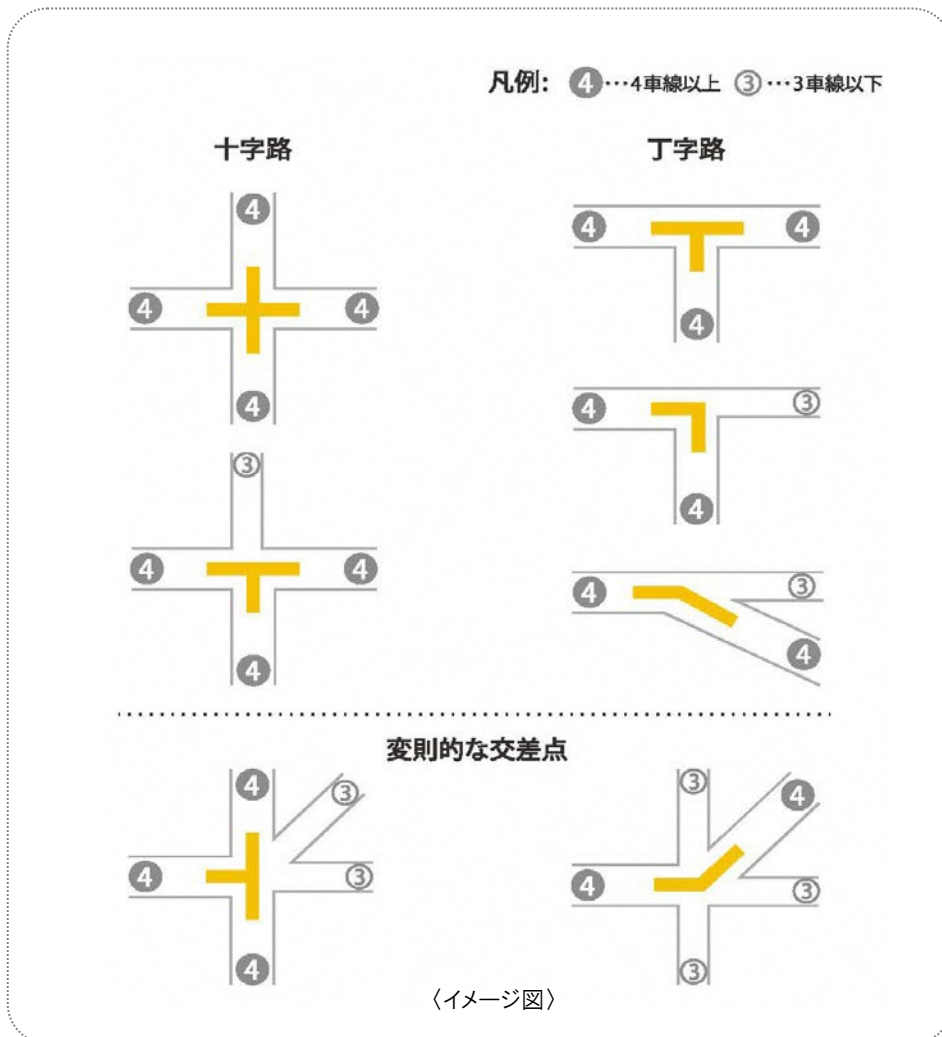


【問 10-21】 交差点付近に LED ビジョンを設置する場合に適用される規格基準について。

【答 10-21】 発光可変表示式広告物の 1 つである LED ビジョンは、建物の用途にかかわらず都心部・空港周辺地域、商業・沿道系地域及び空港地域において設置することができますが、信号機が設置されており、交差する 2 以上の道路の車線数がそれぞれ 4 車線以上ある交差点の周辺に LED ビジョンを設置する場合は停止線から外側 30m 以内、かつ、道路境界から 30m 以内の範囲では地上面から LED ビジョンの下端までが 10m 以上になる高さに設置しなければなりません。



【上記の規制対象となる交差点の例】



【問 10-22】 住居系地域及び自然・低層住居系地域において LED ビジョンが設置できる生活利便施設について。

[答 10-22] 下表に示す地域住民の日常生活の利便に供する施設である生活利便施設において、自ら提供するサービス等を表示する広告物で、合計の面積が 0.5 m²以内のものが表示できます。

なお、LED ビジョンを設置する場合は自家用広告物であっても許可を受ける必要があります。

| 生活利便施設 | 施設具体例 |
|----------|--|
| 医療施設 | 病院, 診療所, はりきゅう院, 助産所, 整骨院等の施術所など |
| 集会施設 | 集会場, 地域集会所など |
| 物品販売施設 | スーパーマーケット, コンビニエンスストア, 商店街, 日用品・食料品販売店, 調剤薬局など |
| 社会福祉施設 | デイケア(通所介護), デイサービス(通所リハビリテーション)などの通所施設 |
| 公衆浴場 | 公衆浴場(銭湯, 風呂屋) |
| 飲食施設 | 食堂(定食屋, うどん屋など), 純喫茶店など |
| 金融機関等の施設 | 銀行, 信用金庫, 郵便局, 農協など |
| サービス施設 | ・理髪店, 美容院, クリーニング取次店, 塾, コインランドリーなど ・洋服店, 自転車店, 家庭電気器具店など(床面積が概ね 50 m ² 以内のもの) |
| 保育所等施設 | 保育所, 認定こども園 |

【国, 地方公共団体, 又は規則で定める公共団体若しくは公共的団体の場合】

国又は地方公共団体等の施設においては、公共的目的をもって表示する LED ビジョンは、上記にかかわらず地域区分による規格基準に適合することで設置することができます。

| 国又は地方公共団体等の施設 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・警察署, 交番, 巡査派出所, 税務署, 市役所, 区役所, 官公庁出張所, 保健所, 消防署, 公民館, 老人憩いの家など ・日本赤十字社, UR都市機構, 福岡市・県住宅供給公社, 福岡北九州高速道路公社の事業所, 営業所, 作業場 |

【問 10-23】電柱類を利用する巻付け広告物の材質や構造について。

【答 10-23】電柱類を利用する巻付け広告物は、トタン製やアルミ製以外にもプラスチック、シート（厚みのあるもの）、テント生地（ターポリン等）などで耐久性、耐候性、耐退色性、安全性を備えたものを使用して作成されたものであれば許可を受けることで電柱類に表示できます。

〈例〉



なお、表示に当たっては次のことに留意してください。

- (1) 広告物は、電柱類に密着するように取り付け、容易に電柱から外れたり、浮いたり、垂れたりしないこと
- (2) 広告物を電柱類に取り付ける部材は、金属等の耐久性があるものを使用し、また、人に危害が及ばないように強固に取り付け、かつ、設置時の状態を維持できるようにすること
- (3) 広告物及び取付部材は、許可期間が1年に及ぶため、十分な耐久性、耐候性、耐退色性及び安全性を有するものを設置及び使用すること

【電柱類を利用する巻付け広告物】

| 種別 | 規格基準 | 手数料 | | | 許可期間 |
|------------|--|------------|----|------|------|
| | | 区分 | 単位 | 金額 | |
| 電柱類を利用するもの | ◆巻付け ・地上から下端までの高さ: 1.2m ・大きさ: 縦 1.5m以内, 横 0.33m以内 | 電柱を利用する広告物 | 1個 | 200円 | 1年以内 |

【問 10-24】自動車（路線バス以外）に広告物を表示する場合、面積の制限はあるのか。

【答 10-24】定期路線バス以外の自家用車、商用車、タクシー、アドトラック（広告宣伝車）などに表示する広告物の規格基準に面積の規定はありませんが、運転者を幻惑させるおそれのあるようなものは表示できません。



〈イメージ図〉

【広告宣伝車等の広告物】

| 種別 | 規格基準 | 手数料 | | | 許可期間 | 備考 |
|-------------------|--|---------------------------|-------------------------|-------|------|-----------------------|
| | | 区分 | 単位 | 金額 | | |
| 電車又は自動車の外面を利用するもの | 次のものは設置しないこと (1)発光可変表示式広告物 (2)発光、蛍光又は反射効果により運転者を眩惑させるおそれのあるもの | 広告板 広告塔 その他の 広告物 | 1個 (m ²) | 面積による | 1年以内 | ※照明を伴う場合は金額の欄に定める額の2倍 |